

於ては州總理縣知事は州會縣會の同意を経ずして規則を發するの權あり而して之を發したる日より三月以内に同意を得ざるときは州總理又は縣知事は其の規則を取消すべし。

(第四百十條) 第三百三十六條第三百三十七條第三百三十八條に掲けたる警察規則は「警察命令」の名義を以て第三百三十六條第三百三十七條又は第三百三十條の正條を引き及第三百三十七條の場合に於ては同條に引用したる賭法令の正條を引き其の適用すべき縣の公告式を以て之を公告すべし。

(第四百十一條) 第四百十條に依り公告したる警察規則にして其の有効なるべき日限を掲けたるときは其の日よりして効力を有し、日限を掲げざるときは之を公告したる翌日より第八日に至り効力を有すべし。

(第四百十二條) 郡長は郡參事會の承諾を以て千八百五十年三月十一日の警察行政法及千八百六十七年九月廿日の勅令に依り數地方警察區の爲に又は全郡の爲に警察規則を發し、且之に順從せざるものに對し三十「マルク」以下の罰則を設くることを得。

(第四百十三條) 地方警察規則は千八百五十年三月十一日法律第五條以下及千八百六十七年九月廿日勅令第五條以下(保安警察に關係せざるものに在りては町村長の承諾を要す、町村長若其の承諾を拒むときは警察官署の申立に依り縣會の決議を以て其の承諾を補ふことを得。緊急を要する場合に於て地方警察官署は町村長の承諾を経ずして規則を發するを得。

規則を公布したる日より四週間に承諾を得るときは其の官署に於て此の規則を取消すべし。

(第四百十四條) 市内の區に於ては地方警察官署は警察規則に順從せざる者に對し三十「マルク」以下の罰金を科するを得。其の他地方警察規則を定むるには第三百三十七條に掲けたる賭法律の第五條に依り縣知事の許可を受くべし。

縣知事は町村及郡警察規則の公布式並に其の有効なるに必要な條件を定むるの權あり。

(第四百十五條) 縣知事は市町村及郡警察規則を無効と爲すの權あり。但し至急を要する場合の外は縣會の承諾を経されば取消すを得ず。

内務大臣は別に法律に規程ある場合を除き總ての警察規則を取消すの權あり。大河、航海、警察規則、港灣警察に付ては商務大臣に於て取消すの權あり。

此の制度に於て特異の點とすべきもの四あり、(一)行政官廳が強制權を以て執行すべきものを法律に依り發する命令のみに限らざるか故に命令を以て定めたる準則に服従せざるものをも罰するを得べきと、(二)行政官廳の段階に應じて其の發する所の準則に對する罰の輕重を異にしたると、(三)代執行の制に代り強制すべき事件を執行せしめ義務者を創定したると、(四)準則に罰則を設けざる場合に於ても直

に處分に順從せざるの廉を以て罰を戒告し、尙ほ服從せざるときは終に其の罰を宣告するの權を行政官廳に委任したると是れなり。

第三節 本邦の制度(一)刑法特別法及違警罪

本邦は始め佛蘭西の主義に基づき刑法中に行政上の違反に對する罰則を設け、刑法に正條なくして他の法律規則に刑名を定めたるものは之に依るとし、五條第又違警罪の準則を設くるの權を地方官に委任し、之か爲に違警罪即決例明治十八年九月十八號を定めたり。

(一)刑法中の行政上の違反に對する罰則を掲げたる一二例を擧ぐれば左の如し。

第二百四十六條に曰「傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は貳拾圓以上貳百圓以下の罰金に處す」と。

第二百四十八條に曰「傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他所に出たる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は拾圓以上百圓以下の罰金に處す」と。

第二百四十九條に曰「獸類の傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他所に出したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上五拾圓以下の罰金に處す」と。

第二百五十四條に曰「規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は拾圓以上百圓以下の罰金に處す」と。

(二)刑法以外に於て別に刑名を設けたるものは頗る多く、其の數年々に増加せり、例へば河川法、森林法、船舶法、狩獵法、郵便條例、鐵道規則等に於ける罰則の如し。

(三)違警罪は刑法第四百二十五條以下に於て其の條文を立てたり、其の中格段なる行爲不行爲を指定して之を罰するものと概して或る一種の行政の目的の爲に發する規則を遵守せざるものを罰するものと二様あり、例へば「人家調密の場處に於て濫りに烟火其の他の火器を弄ひたる者と云へるは行爲を指定し、崩壞せむとする家屋墻壁の修理を爲さざるものと云へるは不行爲を罰し、規則を遵守せずして火藥其の他破裂すへき物品を貯藏したる者と云へるは準則違反を罰するなり而して最後に概括委任の一條を設けたり、曰

第四百三十條前數條に記載するの外各地方の便宜に依り定むる所の違警罪を犯したる者は其罰則に従て處断す。

明治十八年第三十一號布告「違警罪即決例」を以て裁判を用ゐず、被告人の陳述を聽

き、證據を取調へ直に言渡を爲す權を警察署長、分署長又は其の代理たる官吏に委任し、不服の場合は正式の裁判を請求する權を被告人に與へたり。

第四節 (二)命令罰則委任の法律

憲法實施以前に於ては政府は何如なる事件に關しても法律の名を以て命令を發し之に罰則を附するの自由を有したるか故に刑法、特別法律及違警罪の三種に依りて行政執行の上に不便を感ぜず、尙ほ又官制通則に於て省令に罰金廿五圓以下の罰則を附するの權を各省大臣に委任したりしか、憲法實施以後は其の第二十三條に於て「日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕、監禁、審問處罰を受くること無し」と定められたるより所謂は必ず直接又は間接に法律に依るを要すると、なれり、果して然るときは政府及行政官廳は憲法第九條に依り獨立命令を發するの權あるも之を勵行する所以の處罰の一點に至り委任を法律に仰かざるを得ざる次第と爲りて獨立命令の獨立命令たる所以のもの消滅すへし、是を以て明治廿三年法律第八十四號を發し、命令に罰則を設くる權を概括して行政權に委任し、尙ほ其の他の法律を以て特別の委任を爲すと、なれり、左の如し。

(一)命令罰則の概括委任

明治廿三年法律第八十四號の條文に曰、

「命令の條項に違犯する者は各其の命令に規定する所に從ひ二百圓以下の罰金若は一円以下の禁錮に處す」

此の法律に基つきて同年勅令第二百八號及三十三年勅令第五百十三號を發せられたり、左の如し。

明治廿三年勅令第二百八號第一條「各省大臣は法律を以て特に規定したる場合を除く外其の發する所の省令に二十五圓以下の罰金若は二十五日以下の禁錮の罰則を附するとを得」

第二條「地方長官及警視總監は其の發する所の命令に拾圓以下の罰金若は拘留の罰則を附するとを得」

明治三十三年勅令第五百十三號「條約又は慣例に依り領事裁判權を行ふとを得る領事官は其の所管事務に付命令を發するとを得。」

(二)命令罰則の特別委任

特別の事件に關する命令に於て罰則を設け又は罰則に該當する準則を設くるの

權を委任したるものを列擧せば左の如し。

明治廿三年法律第二號「軍港要港境域内に所在の人民及出入する船舶は海軍大臣定むる所の軍港要港規則に従ふべし、但海軍大臣に於て軍港要港規則を定むるときは内務大臣農商務大臣と協議すべし」

同年法律第八十三號「明治廿三年法律第二號に依り海軍大臣定むる所の軍港要港規則に違ひたる者は十一日以上一年以下の重禁錮又は二圓以上五十圓以下の罰金に處す。

明治廿九年四月法律第七十一號「河川法第五十八條此の法律に規定したる私人の義務に關しては命令を以て二百圓以内の罰金若しくは一年以下の禁錮の罰則を設くるとを得。

明治三十年法律第廿九號「砂防法第四十一條此の法律に規定したる私人の義務に關しては命令を以て二百圓以内の罰金若しくは一年以下の禁錮の罰則を設くるとを得。

第五節 (三)行政執行法(甲)代執行(乙)強制罰(丙)直接強制

明治廿三年法律第八十四號は普魯西の普通地方行政法に於ける一半第五編警察命令權を模倣して之を敷衍したるものなり、即ち普通地方行政法に於ては命令に罰則を附すると各省大臣以下の命令に限り且其の種類を警察命令のみに止めたるに我邦に於ては之を勅令以下各種の命令に及ぼし且各種の行政事務に通して此の委任を爲したり。然るに普通地方行政法に於ては行政權の爲に更に二種の便宜を

設けたり、即ち(一)行政處分の準則たる法律又は命令に於て故さら罰則を設けざるも其の處分に服従せざるを以て一種の犯罪と爲し之を處罰するの制及(二)官廳自ら其の處分を執行し又は第三者をして代行せしめ義務者をして其の費用を出さしむるの制是れなり。本邦は憲法制定以後の數年間此の二種の便宜を缺きたりしに明治三十三年に至り法律第八十四號行政執行法を以て之を定められたり、其中特に緊要なるは第五條第六條なり。

第五條 當該行政官廳は法令又は法令に基づきて爲す處分に依り命したる行爲又は不行爲を強制する爲左の處分を爲すを得

一 自ら義務者の爲すべき行爲を爲し又は第三者をして之を爲さしめ其の費用を義務者より徴收するも

二 強制すべき行爲にして他人の爲すべしと能はざるものなるとき又は不行爲を強制すべきときは命令の規定に依り二十五圓以下の過料に處すること

前項の處分は豫め戒告するに非されば之を爲すを得ず但し急迫の事情ある場合に於て第一號の處分を爲すは此の限りに非ず行政官廳は第一項の處分に依り行爲又は不行爲を強制すると能はずと認むるとき又は急迫の事情ある場合に非されば直接強制を爲すことを得ず

第六條 第三條及第五條の費用及第五條の過料は國稅徵收法の規定に依り之を徵集するを得

行政官廳は前項の徵收金に付國稅に次ぎ先取特權を有す
第一項の費用及過料に關する繰替支辨、收入の所屬其の他必要なる事項は勅令を以て之を定む

又同年勅令第二百五十三號を以て同法の施行令を定められたり、其の第四條以下は即ち右の第五條第六條を敷衍したるものなり、曰

第四條 行政執行法第五條の過料は處分を爲す行政官廳の區別に従ひ左の金額を超過することを得ず

- 一 各省大臣 二十五圓
- 二 廳府縣長官 十圓
- 三 其の他の行政官廳 二圓

第五條 行政執行法第五條の戒告は履行期間を定め且書面を以て之を爲すへし

第六條 行政執行法第五條の費用の徵收は現に要したる費用及其の納期日を決定し決定書の正本の義務者に交付して之を爲すへし

過料の處分は其の金額及納期日を決定し決定書の正本を義務者に交付して之を爲すへし

第七條 行政執行法第五條の費用は事務費の所屬に従ひ國庫又は府縣經濟より之を支出し其の徵收金及過料は事務費の所屬に従ひ國庫又は府縣經濟に收入すへし

前項の規定は行政執行法第三條の費用に付之を準用す但し本人又は媒介者をして刑院に辨償せしむるときは此の限に在らず

右の法律に於て不順者無資力の場合に過料を拘留の刑に換へずして國稅滯納處分を爲すとしたるは新機軸を出したるものにして其の便利なると疑ふへからず。

右の規定中には三種の處分を區別したり、曰代執行曰不順罰制又曰強罰曰直接執行是れなり、左に其の國法上の關係を別述すへし。

(甲)代執行 Zwangsersatzvollstreckung

法令に基きて爲したる處分を強制する爲行政官廳自ら義務者の爲すへき行爲を爲し又は第三者をして之を爲さしめ、其の費用を義務者より徵收するを代執行と云ふ。代執行は司法事務に關しては既に民事訴訟法に其の手續を細定したり例へは鑑定義務に關する民事訴訟法第三百二十七條證人事務に關する刑事訴訟法第一百八條の如し。普通の行政事務に於ても代執行を爲すは行政官廳の固有

の権利にして新に義務を課するものに非ざるか故に殊さら法律を以て其の権利を創設するの要なし、然れども別に明文なきときは民事裁判に依り本人より其の費用を徴収するの迂路を取らざるべからざるか故に、行政執行法を以て上に註する如く更に簡便なる手續を定めたる次第なり。

(註)行政執行法以前に於て既に要器地帯法及其の他二三の法律に於て代執行の手續を詳細に規定し、國稅滯納處分を適用するの原則を取りたり。

代執行に關する國法上の要點左の如し。

(一)或る不順行為に對し既に刑法、特別法、罰則を附したる命令、又は違警罪規則に於て罰例を設けたるものは國家の意思を以て既に強制の方法を一定したるものなれば唯た此の罰に處するを正當とし、代執行を爲すへきに非ず、之を爲すとを得るは(イ)法令に特別の明文ある場合、費用とは刑事訴訟法第百十八條の如きは罰金と及(ロ)處罰したる後其の結果として新に起る處分を執行する場合に限る。

(二)法令に特別の明文ある場合を除き、苟も代執行を爲し得へき場合に於ては必ず此の方法を取りて次に説明する所の強制罰を課せざるを原則とす、故に特別の明

文ある場合の外此の兩者を重複せしむるを得ず。

(註)舊管四の地方行政法第百六十二條に於て「爲し得へき場合に於て」とあるをオットー、イエルは解釋して是れ代執行と執行罰との間に於て取捨の權を行政官廳に附與し、債務者の無資力なる場合の如きは假令他人をして執行せしめ得へきとしたりとも寧ろ負擔の輕き一方を取るを得へきものなりと云へり、然れども本邦の行政執行法に於ては絕對的に立文したるか故に行政官廳に此の如き自由あるを認め難し。

(三)代執行は急迫の場合を除く外必ず履行期限を定め書面を以て之を戒告するを要す。

(四)代執行の事業は或は下官に命令し、或は契約を以て一私人に注文し、或は課役徵發の如き權力を以て之を履行すへし、孰れの場合に於ても義務者と代執行の事業に従ふ者との間には何等直接の關係なく、義務者は國家に對し代執行を忍容するの義務を負ふのみ、故に其の執行方法に對し故障を挾むとを得ず、其の事業の意に適せざるを見て之を妨害する如きは官權の使行を妨害するものなれば、民事として事業妨害に對し損害を要償するの道に由らす、直に強力を以て差止むへきなり。

(五)代執行の費用は假令民事上の代價、質銀等より成るも義務者より代執行の事業

に従ふ者に對し負ふ所に非ずして、直接に國家に對し之を負ひ、而も公法上に於ける費用徴收 *Kostenzahlungspflicht* の性質を有するものなり、故に行政官廳は唯た實費に依り其の額を裁決するの地位に立ち、義務者は之に對し異議を申立つるの權利なし。

(乙) 強制罰 *Dingelorsansstrafe* 或る人又は代執行たり

強制罰とは行政官廳か人民に向て爲したる處分に對し服従を強制する爲に之に其の職權を以て被らしむるの傷害を云ふ。之を罰と稱するは官權を以て不當の所業を懲らしむる爲に傷害を被らしむるに因るも、此の場合に於ける不當の行爲は唯た格段なる處分に對し服従を呈せざるに在り。且又此の罰を加ふるの目的は社會の爲に既に實行せられたる惡事を懲らすに在るに非ずして唯た不順の繼續を停止せむとするに在り、故に刑事上の犯罪とは全く其の性質を異にし従て法理を異にするものなり。

強制罰に關する國法の要點左の如し。

(一) 強制罰は義務者をして本來の處分中に包含したる所よりも多くの重荷を負は

しむるものなり、即ち其の意思を強制する爲に本來の處分以外に於て自由若は所有權を束縛するものなり、故に行政官廳の爲に殊さら法律を以て此の職權を創設せむとを要し、従て其の法律に於て其の場合及分量を限定せざるべからず、即ち是れ行政執行法に於て其の場合を強制すべき行爲にして他人の爲すと能はざるものなるとき又は不行爲を強制すべきときと限定し、又二十五圓以下の過料として行政官廳の等級に準して分量を定むるの權を命令に委任したる所以なり。

(二) 或る不順に對し既に刑法又は特別法又は罰則を附したる命令又は違警罪の罰例を設けたる場合に於ては強制罰を課するとを得ざるを原則とす。此の場合に於ても尙ほ強制罰を課するとを得るは左の二の場合に限る。(イ) 法令に於て特に罰則を設けたるに拘らず強制罰をも課するとを得るの明文ある場合(ロ) 刑罰の目的としたる行爲又は不行爲を處罰したる後其の結果として新に起る處分を執行する場合是れなり。

(三) 強制罰は刑事上の罰の如く所犯ある毎に必ずしも課すべきに非ず、行政官に於て之を課すれば果して人民の服従を強ひる上に有効なるべしと認むる場合に於

てのみ課すべきものなり。其の特に戒告を要するは之れか爲なり。戒告は初めの處分と同時に爲すも或は後に於て爲すも可なり、履行期限を定め書面を以て之を爲すを法とす。

(四)一旦強制罰を戒告し而して不順の事實も亦既に成立したる後と雖、必ずしも之を履行すべきものに非ず、戒告者も履行者も同一の官廳なるに因り、宥恕すべき事情あり、又は他の途に依り處分を執行するを得たる場合に於ては戒告したる強制罰の全部又は一部分を除くと其の權内に屬すルオット三、三ニエ但し人民をして戒告は虚喝なりとの想念を爲さしめざるに勉むべきは別論に屬す。

(五)一旦戒告し而して不順の事實成立したる後に於ても不順者に於て處分に服従したるときは強制の必要消滅し従て其の權利消滅す。

(六)既に強制罰の履行に着手したるときは國家と不順者との間に債權債務の關係確定するか故に行政官廳に於て之を特免するの權利なし。

(七)一旦強制罰を課して之を實行したるの後に於ても不順者尙ほ其の不順を改めざるときは同一處分に對する同一不順に向て更に加罰するを得べく、其の戒告

は前回の強制罰實行と同時にするも又は其の後に於てするも可なり。但し前回の加罰を戒告したるのみにて實行せず其の上に次回の戒告を重ねて同時に實行する事は強制方便を行使するの道に背くか故に許し難し。現行の行政執行法は代執行に就ては課金の總額を定め、過料に付施行法第四條に定めたる所は每一回の過料の最多限と見るべきものなり是れ立法者の取る所

(丙)直接強制力又曰強行強 *Gewaltanwendung*

直接強制とは代執行又は過料の如き間接の方便を藉らず、直接に強力を以て不順者に迫り、處分に服従せしむるを云ふ、行政執行法は此の方便を用ゐるを得るの場合を限定して曰、行政官廳は第一項の處分及代執行に依り行爲又は不行爲を強制すると能はずと認むるとき、又は急迫の事情ある場合に非されは直接強制を爲すとを得すと。行政法學者は此等の場合に於て必要なる直接執行の種類を三に區別せり、即ち(一)忍従、(二)不行爲、(三)行爲の強制是れなり。

(一)忍従の強制

忍従とは一個人の意思に反して其の有に屬する物件又は職業に對する處分を受

けしむるを云ふ例へは危険の家屋を取除けしめ又は不都合なる演劇の興行を中止せしむるか如し此等の場合に於て關係人其の處分に服従せざる時は行政權を代表する者自ら手を下して其の家屋を取り毀ち又は見物人の解散を命ずるを得へし是れ唯た處分を實行するものにして處分に於て目的とするより以上の結果を生ずるものに非されは別に法令を以て其の場合及方法を限定するを要せず。戒告は現行の行政執行法の條文に於て必要とする所に非ざるも實際は爲すへきものなり何となれば戒告に依り處分に服従するは固より希望すへき所なればなり。

(二) 不行爲の強制

不行爲を直接強制するの法は唯た一あるのみ即ち本人の行動の自由を奪ふと是れなり然るに此に至りては行政上必要とする處分の外に出づる惡結果を被らすものなるか故に單に右行政執行法第五條の末項あるのみにて足れりとせず特に法律又は法律に基つく命令を以て其の職權を行使する場合及分量を限定するの必要あり。

(三) 行爲の強制

次に本人の意思に反し之を強迫して一定の行爲を爲さしめむか爲には其の身軀又は財産に對し強力を行使せざるへからず例へは本人を役場まで引致して爲すへきの届出を爲さしめ又は強て物品を提出せしめて徵發の處分を履行するか如し此の如きも亦眞に目的とする所の處分より以上の處置を以て本人の權利自由を束縛するものなれば法律又は法律に基つく命令に於て其の職權を行使する場合及分量を限定せざるへからず。

以上二種の場合に於て一定の標準を定むるとの國法上困難なる所以のものは他無し直接執行の爲に要する強力の分量は本人抵抗の度合に依り異なるか故に一定の標準を以て規矩し難しと雖之を規矩せざるときは濫用の途を開き立憲行政の主旨に背けはなり。直接執行は多く之か爲に設けたる警察機關を以て實行するものにして警察權と人民の權利自由とは此の點に於て面面相接觸せり故に殊さら綿密なる研究を要す現行の行政執行法は其の一端を擧ぐるのみ未だ完全と稱し難し故に他の法文を援引して之を補足せむとを要す詳細は次章に譲る。

第九章 強力使行

三九八

第一節 強力使行の國法關係

行政處分を直接執行する爲に強力を使行するは國家の權力と人民の權利自由との正面相衝突する場合にして最も綿密なる規程を要するに拘らず、其の極めて不十分なるは各國現時の通弊なり。但し司法事務、收稅事務、徵發事務、傳染病豫防事務等に關しては既に特別の條規あり、故に必ず之に依るべきものなり。然れども其の他の行政事務に至りては唯た種々の法令中に一般の規程を散見するのみ、之を一括したるものなし、故に先づ理論を以て強力使行を許すべき場合と然らざる場合とを區別し、而して後此等の場合に於て許されたる強力使行の分量及牒裁を限定する條項を現行法中に索めざるべからず、是れ頗る困難なる事業にして未だ何人も之を企てたるを見ざる所なり。

(註) 普魯西の一般地方行政法に於ても直接執行に關しては本邦の行政執行法第五條の末項に均しきものあるのみ、詳細の活用を示さず、若之を知らむと欲せば種々の他の法律に於ける條文を参照するの必要ありて、オットー・マイエルの獨逸行政法に之を詳論したり、然れども本邦の法制は亦大に趣を異にするものあり、故に獨立の研究を要す。

姑く法令の成條に依らず、純然たる條理に基づきて國家は如何なる場合に強力を使用すべきものなるやを推考するときは左の三者に歸すべし。

(一) 國家の正當防禦

國家も一個人と均しく其の財産、人員事業に對する妨害を防止する爲強力を使用する權利あるべく、而も國家は公共の機關なるか故に此の權利は一個人の正當防禦に比して更に確實なるべきものあるべき道理なり。

(イ) 國家の營造物例へは、官舎官設工場等は國家か依て以て其の行政を行ふの機關なり、而して又一方より見るときは國家の財産なるか故に之に妨害を加へむとしたる者あるときは其の營造物管理の任にある官吏をして防禦に必要なの強力を使用せしむるを得べし。

(ロ) 官吏は國家か其の事業を營む爲に使用する所の人員なり、故に此等の人員か其の職務を行はむとするに當り之に危害を加へむとしたる者あるときは防禦の爲強力を使用せしむることを得べし。但し刑法第三百三十九條に於て官吏に強抗したるものを罰するは自ら別事に屬す。即ち第三百三十九條を適用するに

は告訴審判の手續を経ざるべからず、然るに官吏の現に或る處分を爲さむとするに當りては此の如き手續を爲すの違なく、其の場に於て一切の抵抗を排して目的とする所の處分を徹行せざるを得ざることあり、此の場合には第三百三十九條のあるに拘らず正當防禦の權を以て其の抵抗者の抵抗力を破るに必要なる處置を爲すとを得べき道理なり。

(ハ) 國家の事業例へは官廳の執務、法廷の裁判、公會の儀式、陸軍の演習等を妨害するものあるに於ても國家は官吏をして強力を以て之を制止せしむるを得べし、是れ又正當防禦の範圍内に於て當然爲し得べきものとす。

(二) 犯罪豫防

總へて法律又は法律に基つく命令に於て有罪の行爲として指定する所は國家の目的を達する上に有害なるものなり、故に之を犯す者あるときは被害者たる一個人に於て其の害を被むるのみならず、國家も亦妨害を受くる次第なり、故に行政官吏をして之を未發に豫防せしむるの權利なかるべからず、例へば壯士の戎器を携帯する如きは假令届出の手續を経るに拘らず、動もすれば犯罪に至り易きもの

なり、而して刑法に現行犯人逮捕の條あるも現行に至りて後之を逮捕するは既に遅く、未だ實行に及ばざる前に於て既に之を豫防するの權なかるべからざると明なり、但し如何なる方便を以て豫防せしむべきやは別論に屬す。

(三) 緊急危険豫防

直接に國家の財産、人員、事業を妨害するの行爲に非ず、又法令に於て有罪と認むる所の行爲に非ずと雖、尙ほ且社會に重大の危害を及ぼすものにして即座に處分するに非ざれば其の害、毒急速に傳播し、容易に消滅せしむべからざるに至るの虞ある場合に於ても、國家は自己の目的を保護する爲、強力を以て之を制止するの權能なかるべからざると理に於て明なり、其の方法の如何は別論に屬す。

國家は以上三種の場合に於て強力を行使すべき權利あるものなりとして次に如何なる種類の強力を如何なる方法及度合に於て行使すべきやに至りては、獨り條理に照して判断するを得ず、必ずや一國現行の成法に依らざるべからず、何となれば其の強力行使は憲法に於て保證したる臣民の權利自由を侵蝕することを免れされはなり。日本の現行法に於ては行使すべき強力の種類を左の五種に區別

したり。

- (甲) 假預置及檢束
- (乙) 住所侵入
- (丙) 土地物件の使用制限
- (丁) 兵器使用
- (戊) 兵力假用

此等の手段を用ゐるは必ず上に述べたる三種の場合に於てすべく、其の各種の場合に適當したる手段を選び、先づ輕微なるものを行ひ尙ほ効力を見るとき漸次に重大の手段に及ぶべきものとす、即ち行政執行法の第一條、第二條及第四條は(甲)(乙)(丙)に對する準則を示すものにして、(丁)兵器使用(戊)兵力假用は刑法の正當防禦の外に未だ準則とすへき法律ならず、勅令としては憲兵條例衛戍條例の有るあり、左に之を分解せむ。

第二節 (甲) 假預置及檢束

國家の正當防禦を行ひ又は犯罪を豫防する爲に一個人の身體を檢束し又は其の

所持する所の物件を押收せざるへからざる多しと雖、從來は一定の準則ありしが故に行政處分の名稱の下に臨機の處分を爲し來りしか、外國に於ては古くより委任の法律あり（普通第四一三五〇年二月十五日法律、巴里法律、第百〇三條等）、本邦も之に倣ひて行政執行法第一條を定められたり、其の中、圍點を附したる處最も重要なりとす、曰

「當該行政官廳は泥醉者、瘋癲者、自殺を企つる者、其の他救護を要すと認むる者に對し必要なる檢束を加へ、武器、兇器、其の他危險の虞ある物件の假預置を爲すとす。得暴行、闘争、其の他公安を害するの虞ある者に對し之を豫防する爲必要なるとき亦同し。」

前項の檢束は翌日の日没後に至るとを得ず、又假預置は三十日以内に於て其の期限を定むべし。

右に付訓令として施行心得（三十三甲第三一號）を發し、詳細に檢束の手續を規定したり。

第三節 (乙) 家宅侵入

家宅侵入も亦犯罪豫防緊急危険豫防等の爲に必要な處分にして其の法律原則は既に一定せり、即ち左の如し。

(一)行政官吏か自盡公務を執行する爲家宅に侵入するは現住居者の同意を要せず然れども夜間は侵入するを得ず、必ず明旦に至るを待たざるべからず。

(二)緊急危険を豫防する爲侵入するは夜間と雖妨なし而して家内の大聲を發し危急を呼ぶ者、火事、どろぼう、人殺と呼ぶ類あれば緊急危険現在するものとし侵入することを得べきものとす。

(三)未だ其の執行すべき公務あるにあらず、唯だ其の有無を検知する爲に侵入するを得るは公衆の出入を許す場處(旅店、席貸茶屋、割烹店、寄席等)の公開時間内に限る。行政執行法第二條は全く此の原則を法文に發示し之に博奕、密賣淫の現行ありと認むる場合と云へる一點を加へたるものなり、曰

「當該行政官廳は日出前日没後に於ては生命身軀又は財産に對し危害切迫せりと認むるとき又は博奕、密賣淫の現行ありと認むるときに非されは現住居者の意に反して邸宅に入るとを得ず、但し旅店、割烹店、其の他夜間と雖衆人の出入す

る場所に於て公開時間内は此の限に在らず。

第四節 (丙) 土地物件の使用制限

緊急危険を豫防する爲に、土地物件の使用を制限するの必要あるは勿論にして、既に民法物權編に於て

所有者は法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、收益、及び處分^{を爲す權利}を有す^{第六條}

と定め、命令權を以て警察上の制限法を定むるの途を開きしか、尙ほ行政執行法の第四條及之に基つく所の行政執行法施行令第二條を以て詳細に其の條件を定められたるは一層の便宜たるを疑はず、曰

「當該行政官廳は天災事變に際し又は勅令の規定ある場合に於て危害豫防若くは衛生の爲必要と認むるときは土地物件を使用處分し又は其の使用を制限することを得。」

此の如く行政執行法の第一條より第四條までは^{第三條}直接強制の爲に強力を用するの準備と見るべきものにして、表面は瘋癲者檢束、密賣淫取締等の如き格段

抵抗を排して國家の目的を徹行する所以の方便たるに外ならず。換言せば巡査か正當防禦の爲に帶劍を使用するとを得るは其の一身の爲に非ずして、其の代表する所の國家の行政事務の爲たるなり。明治八年行政警察規則第十五條、得物は自身を兇暴人ありて手に餘り不得止節は格別の事。

以上の解釋は實に行政の目的の爲に刑法の正當防禦に關する條項を敷衍したるものなりと雖著者の私見に非ず、オットー・マイエルを始めとして行政法大家の主張する所なれば固より依據するに足るべきものとす、但し之を實際に施さむとするに當りては固より慎重に慎重を加へ、飽く迄正當防禦の趣旨を恪守し、職務を執行せむとする爲自身に危難の及はむとする場合に至らされは輕々しく兵器を使用すへからざるべきと勿論なりとす。

(三) 國家に對する抗敵抑壓

若一個人に於て單に行政執行を拒むに止まらず、武器を取り國家に敵抗せむとするときは其の一個人は既にして國家の保護すべき人民たる關係を離れ、國家の外部に立ちて國家の目的を害せむとする一種の勢力と成る、是を以て國家も亦之に

對し強力を用ゐて其の存立を撲滅するの必要を生ず。然れども此に至りては既に一步正當防禦の外に出で發動的に強力を振て敵對力を撲滅せむとするものなれば之か爲に特に機關を編制するを立憲行政の常則とす、即ち憲兵是れなり。其の理由とする所二あり、(イ) 自餘の執行機關例へばを以て正當防禦以外に武器を使用するの職權を有せしむるときは自然に濫用に流れ易きか故に機關を別にして責任を異にせしむるを可なりとす、(ロ) 敵對力を撲滅するの機關は假令軍隊に非ざるも之を軍隊的に編制して早く勝利を制するに便にすべきと是れなり。各國の憲兵は皆右に述ふる如き目的を以て編制せられたるものなり、獨り本邦の憲兵は始め兵卒と巡査との衝突を調理する爲に設けられたるものなるか故に今に至りても稍其の趣を異にし、陸軍大臣の管轄に屬し且軍事警察を以て其の本職とし傍ら行政警察及司法警察を行へり。

現行憲兵條例は獨立勅令なり、第三十一號勅令而して法律に基つく所なきが故に正當防禦以外に於て兵器を使用するとを得ず、是れ日本の現行法に於ける一の缺點なりとす。但し憲兵も亦正當防禦の權あるべきは勿論にして其の携帶する處の

兵器は警察官の兵器に比して強猛なる以上は警察官の力及はざる場合に使用するを得へし。然れとも今日の儘にては警察と憲兵と唯た其の強力使用の程度を異にするのみ其の目的を異にするものに非ず、是れ未だ法律を以て憲兵條例を制定せざるが故なり。

現行憲兵條例第五條には

「憲兵は左に記載する場合に非されは兵器を用ふるとを得ず、

一、暴行を受くるとき

二、其の占守する土地若は委託せられたる場處又は人を防衛するに兵力を用ふるの外他に手段なきとき、又は兵力を以てせされは抵抗に勝つ能はざる時、とあり、是れ主として正當防禦の範圍に止まらむとするものなり、然れとも圍點を附したる最後の一句は其の意味稍廣く、或は執行に抵抗するも未だ憲兵の身体に危害を加へむとするに非ざる場合に於て早く既に兵器を使用するとを許すやの觀あり、是れ暴行兵士に對しては相當のとす、何となれば軍人は陸海軍規律の下に在りて其の臣民としての權利自由完全ならされはなり、然れとも普通人民に對

しては現行法の儘にては警察官同様嚴密に正當防禦の範圍を守らざるべからざると明なり。

第六節 (戊) 兵力假用

今日の立憲國家に於ては兵力は外敵に對して使用すべきものとなり居れり、然れとも其の内地行政上に於ける効力も亦自ら輕視すべからざるものあり。外敵は必ず外國に於てのみ起るにあらず、内國に於ても強力を以て團結し國家に反抗せむとする者あるときは是れ自ら一種の外敵なり、故に平時に軍隊を備へ所々に之を屯衛せしむるは暗黙の間に治安を維持する所以の大原因と爲れり。此の關係に於ける軍隊の効用は戒嚴令に於て事實に顯はる。

此の外に軍隊は三の特別關係に於て普通行政の目的の爲にする強力使用の方便と爲る、左の如し。

(一) 國家設營の守護

官廳等總へて國家の設營をして外部より障害を受けさらしむるは行政の爲に必要の條件とす、而して之を守護するに巡查若は憲兵を用ふるを通例とすれとも亦

理に於て兵士を用ゆ可からざる所以のものなく、外國に於ては往々兵士を用ゐつ
つあり。但し外國に於ては軍隊の平時に於ける兵器使用に關し特別の法律ある
か故に例へば普魯西一八三七年三月二十日軍人兵器使用法其の範圍内に於て訓
令を發し守衛の任務を規定すと雖、本邦に於ては未だ此の如き法律あらざるか故
に此の場合に於ても亦刑法に於て許されたる自衛の範圍に止めざるべからず、即
ち守衛を命ぜられたる設營内に闖入せむとするとき職權を以て之を拒み、暴力を
以て抵抗するを待ちて兵器を使用する是れなり。

(二) 衛戍服務

北海道廳官制、地方官官制等に知事長官は、非常急變の場合に臨み、兵力を要し又は
警護の爲兵備を要するときは師團長又は旅團長に移牒して出兵を請ふとを得と
ありて陸軍の方面に於て之に應ずるの事務は即ち衛戍條例第二十八年勅令の規定
する所なり。衛戍服務の目的は衛戍服務規則第二十四年陸軍省の勅令に云へる如く
平時衛戍地の治安を維持し、且事變に際し、人民を保護するに在り。
即ち衛戍條例第八條に曰

「衛戍司令長官は有事の日に當り住民公共の保安に關する處置に就ては常該地
方官と協議するものとす

衛戍司令長官は衛戍線内に騷擾の事あるに當り地方官より請求あるときは兵
力を以て便宜事に從ふとを得

然れども衛戍條例は是れ亦法律に基く所なき獨立の勅令なるか故に刑法の許す
以外に於て強力を使用し又は兵器を實用するを得べからざると現行法制に於
ける一の缺點なりとす。憲兵の場合並に兵力假用の場合に通して武器使用に關す
る法律を制定するの必要あるとは明なり、然れども軍隊の正當防禦には之を憲兵
に比すれば更に強烈なるものあり、地方長官の請求に依り部隊を繰り出して一の
場所又は人又は物を守備するに當り其の隊伍を衝くものあるときは直に武器を
以て之を打拂ふこと軍隊固有の權利とす。現行の衛戍服務規則には左の二條あり。

第四百四十六條 衛戍服務の軍人左の場合に於て犯人を一時逮捕するを得。

一、重罪又は禁錮の刑に當るべき現行犯人。

二、前項の犯人逮捕の爲め憲兵又は警察官より援助を請求するとき。
 三、下士卒日夕點呼後勤務にありす又免許状を所持せずして營外に在る者。
 凡て逮捕したる者軍人又は常人たるに應じ成るべく速に憲兵又は警察官に引渡すべし。
 第四百七十七條「衛戍服務の軍人兵器を實用し得るの場合左の如し、
 一、暴徒群聚して暴行に及ばむとするに際し命令に依り之を解散せしむべき時。
 二、囚徒暴行脅迫を以て護送兵に抵抗し若は逃亡せむとするとき。
 三、護衛兵人馬又は材料を防衛する爲必要な場合に臨む時。
 前數行の場合に於て兵器を用ふるは唯だ其の目的を達するに必要なるを限りとす、且つ其の實彈を發射するは特に命令あるか又は形勢萬止むを得ざるの時に限る。
 如何なる場合に在ても凡て兵器を實用したるときは其の事實を詳記したる報告書を衛戍司令官に差出すべし(下略)

(三)戒嚴服務

武官衛戍條例の下に服務する間は尙ほ地方官と協議し、其の依頼の下に行政の執行機關として行動するものにして天皇統帥權の下に行動するに非ず、且兵器の實用にも制限あり、然れども不穩の情況増進するときは衛戍司令官は戒嚴令に依り何時にても其の關係を一變して獨立行動の地位に移るとを得べし、即ち戒嚴令に

所謂平時土寇は不穩の膨脹したるものなり。

戒嚴令第五條「平時土寇を鎮定する爲め臨時戒嚴を要する場合に於ては司令官速に上奏して命を請ふべし若し時機切迫して通信遮断し命を請ふの適なきときは直に戒嚴を宣告することを得」

平時土寇は前述の如く獨逸行政法に所謂地方小戒嚴の場合にして不完全なから
 も本邦の行政法に於ける強力使行の制度は一應整頓せりと謂ふべし第九條第五

第十編 行政監督

第一章 行政監督の統系

第一節 準則上の監督及會計上の監督

既に行政事務の爲に準則を定めて之に據らしめ、又一定の範圍内に於て行政官廳の認定自由裁量を以て利益を保護せしむるの主義、法治國の主義を取る以上は、之に違はざらしむる爲特に監督の法を定めざるべからず。行政各部の長官は既に國務大臣として國法上の責任を負ふと雖、獨り之のみを以て足れりとせざる所以のもの二あり、(一)國法上の責任は命令を以て法律を變更し又は處分を以て憲法の或る條項を犯したる場合に於て起るものなるも、行政事務に於ては此等の場合の外に尙ほ違法不當に涉るもの多々あり、之を不問に措くべからざると是れ其の一なり、(二)國法上の責任は獨り國務大臣のみ之を負ひ、其の他の官吏に及はず、然れども一般官吏も亦其の職權の使行上に於て準則を破らす認定を誤まらざるに對し一定の制裁おらしむべきと是れ其の二なり。

是に於て國法上の責任の外別に行政監督の制ありと雖、大權行政^平外^務は固より準則に依らざるものなれば大體に於て準則上の監督あるとを得ず、唯た軍政及外務行政の中、準則に依るべきもの、即ち徵兵、徵發、恩給、要塞地帯内土地所有權制限、領事事務等に關して其の方法を定むることを得べきのみ。

會計事務も亦準則に依るものなりと雖、帝國憲法に於ては會計事務の爲に特別の條件を立てたり、且又事の性質に於て會計事務の監督は一般行政事務の監督と異ならざるを得ざる所以のもの三あり、即ち(一)豫算を以て定めたる財政計畫に依るべきと(二)金錢の計算及收支手續を誤まるべからざると及(三)現金の保存に注意すべきと是れなり、故に會計行政の爲に普通の準則に依る監督の外に別に監督の制度を定め、之か爲に特殊の機關を設けたり、會計検査院是れなり。

第二節 司直法上の監督及行政法上の監督

準則行政の中にて監督制度の夙に發達したるを司法事務とす。司法裁判は其の性質に於て一般の行政行爲と異なるものに非ざると前述の如し、然れとも其の關する所一個人の主觀的權利義務を保護するに在るを以て、法律を以て其の機關及

手續を限定するの途早くより發達し、自ら別種の監督事務を爲せり。司直法上の監督とは民事訴訟法に規定したる控訴、上告、抗告再審の手續を謂ひ、其の機關は司法裁判所にして其の原則を研究するは法律學に屬す。

司法以外の行政事務は殊さら一個人の主觀的權利義務を保護するを以て目的とせず、唯た客觀的に準則の施行せられむとを以て目的とするものなり、而して中古に在ては一般に君主の意思を以て行政事務の標準とし所謂警察國家の主義を行ひたるか故に固より監督の法あるなし、近年法治國の主義發達するに至り始めて此の部類の事務に關する監督法も亦發達したり、然れとも其の發達は未だ完了したりと謂ふ可からず、尙ほ試験中に屬し、今日以後に於て多少の開展あるべきなり。斯く司直法上の監督と行政法上の監督とは發達の歴史を異にするか故に殆ど別種の制度たるか如き觀あるのみならず、其の内容實態に至りても到底同一なると能はざる所以のものあり、即ち司法事務に於ては官廳の認定、自由裁量の範圍を狭小にすと雖、一般の行政事務に於ては其の範圍廣大なるもの多し、而して自由裁量の範圍に屬するものを監督するの法は勢ひ法律命令の成條に依るべきものを監督

督すると其の制度を異にせざるを得されはなり。
行政法上の監督を上級官廳の監督、異議申立、無式訴願、正式訴願及行政裁判とす、其の機關は行政官廳及行政裁判所なり。

第三節 上級官廳の監督

一般行政事務司法事務を除くの大部分は直接に準則を以て格段なる場合に適用するものに非ずして其の間に行政官廳の認定權(自由裁量)を狭み其の時機及場處に適當したりと認むる所に依りて準則の施行方法を定むるものたるに屢述へたるか如し。是を以て監督は二様に出でざるを得ず、即ち(一)準則に違背せざるや否及(二)認定權の作用に於て其の行政の目的を害せざるや否是れなり、然り而して格段なる官廳の格段なる事務に關する準則は二の本源より出づ、即ち(イ)其の官廳の職權に關する準則及(ロ)其の格段なる事務に關する準則是れなり、故に行政法上の監督の目的は概して左の三項となる。

- (一)職權を犯さざるや否。
- (二)成規(即ち事務の準則)に違はざるや否。

(三)公益(即ち行政の目的)を害せざるや否。

公益と云へる文字に付茲に註釋を加へちかざるへからず、普通公益と云へは公共の利益にして一個人の利益と區別すべきものなりと雖、行政の目的より云へは一個人の利益を保護するを目的とする事務に於ては之を適當に保護するは即ち公益なり、故に何事に依らず、行政官廳の認定(自由裁量)を以て行政の目的に照して有益と認むる所を實行するは皆公益の保護なりと解釋すへし。

以上三項の目的に涉り監督を行ふの權は各省大臣か地方長官に對して有し各官制
六條 地方長官か郡長島司に對して有する所なり北海道官制第十條、青森縣官制第十條、此の職權は官制に明文あらざるも尚ほ各種の官廳か其の指揮監督を受くべき
下級官廳に對して有する所なりと斷言するを得へし。

第四節 異議申立及無式訴願

行政法上の監督は上級行政官廳より下級官廳に向て行はしむるを常經とし、人民をして之に關係せしむべきに非ずと雖、又上級官廳は必ずしも下級官廳に違法不當の行爲ありたるとき直に之を知るの便宜を有するものに非ざるか故に違法不

當の處分を受けたる人民をして不服を申立つるの機會を得せしめ之に依り官廳をして自ら其の處分を改正し又は上級官廳より命じて改正せしむるの途を開くときは自然に監督の一方と爲れり。

(甲) 異議申立

人民より直に處分を爲したる官廳に不服を申立つる場合を異議申立 *Gegenvorstellung* と云ふ而して行政官廳は法令に反對の明文なく又人民の既得權を變更せざる範圍内に於て何時にても其の自ら爲したる處分を取消すの職權を有するものなれば準則の適用を誤まり又は認定權の使行上其の當を得ざるものあるか爲に人民に不利益を來したる如き場合は假令上司の命令なきも自ら其の處分を取消すを至當とす。普通の場合には人民の異議申立に因り其の事件を再審するもせざるも全く行政官廳の自由に屬すと雖法令に明文ある場合は必ず再審して一定の判定を與へざるべからず此の場合を正式の異議申立 *Einspruch* と云へり。

(註例へは關稅法第六十一條關稅の賦課に關する税關長の處分に對し不服ある者は其の處分を受けたる日より十日以内に文書を以て税關長に異議の申立を爲すことを得但し貨物を引取りたる後は此の限に在らず。

第六十二條前條の規定に依り異議申立ありたるときは税關長は文書を以て之を判定し、異議申立人に之を付交すべし……」

所得稅法第三十六條納稅義務者政府の通知したる所得金額に對して異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具し政府に申出て審査を求むるを得」とある如き此れなり。

(乙) 無式訴願

官廳の違法不當の行爲に依り權利々益を傷害せられたりとする人民より其の官廳を監督するの任に在る上級官廳に申立て其の行爲の取消又は變改を請求する場合を獨逸行政法に於て *Beschwerde* 又は *Rekurs* と云ひ本邦に在りては之を後に云ふ正式の訴願と區別する爲無式訴願と云はざるを得ず。我が國にては未だ無式訴願を許すの法規なし然れども此の如きは明文を待ちて始めて行ひ得べきとなりや否は疑問に屬し著者は立憲行政の通義として明文なきも行ひ得べき所なりとの意見を有す強ひて明文を要すとなれば之を以て憲法に保證したる人民請願權の一作用と視傲さむのみ。但し訴願者たる一個人の意見は固より上級官廳の意見を動かすの効力なし。従て無式訴願に依り下級官廳の處分裁決を改むると

否とは上級官廳の自由に屬し、一定の結果を生ずると無し。

(註)巴威里一八六四年七月十二日命令には此の關係を明瞭に規定したり曰「行政及警察事項に關し各關係人は上級官廳に請願(無式訴願)するを得べし、然れども上級官廳は公共の利益の爲に必要と認むる場合に於ての外其請願をして一定の効果を生ぜしむるの義務なし」。

然れども若法令に明文あるときは上級官廳は人民の不服申立に對し一定の手續を以て裁決を與へざるべからず、此の場合に訴願及行政裁判となるなり。

第二章 訴願

第一節 行政に於ける準則上の保護

前章末節に述べたる各種の監督法は孰れも左の一點に於て一致せり曰「既往の行政行為を再審すると否を官廳の自由に屬せしめ、官廳並に人民を拘束する準則を以て之を拘束せざると是れなり。然るに行政事務の或るものは人民の權利々益に關係する所多く隨て其の違法若は不當なる場合に於て人民の不服に傾聽すべき理由強固なるに拘らず、再審を行ふと否とを不定にして上級官廳の意思及便宜に一任するは立憲行政の主意に反れり、故に各國に於て特に重要なる場合に限り準則を以て 審の法を限定したり。

斯く準則を以て行政監督の方法を限定するは之を一方より見るときは準則を以て人民の行政上の權利利益を保護するの結果となるか故に、又之を行政に於ける準則上の保護 *Rechtsschutz in Verwaltungssachen* と云ひ、以て司法に於ける準則上の保護即ち裁判制度と對立せしめたり。其の主義は國に依り相異ありと雖、本邦は主として獨逸、奧大利の國法に於て發達したるものに則れり。之に依るときは行政

に於ける準則上の保護を訴願及行政裁判の二とす。行政裁判は下級行政廳の處分
 裁判に對する不服を上級行政廳に於て再審するを云ひ、行政裁判は行政廳の爲し
 たる處分裁判を特に設けたる裁判機關に於て多少司法裁判に擬似したる手續に
 依り當事者の參與を以て再審するを云ふ。

第二節 訴願と行政裁判との區別

訴願と行政裁判との區別に關しては二説あり、即ち行政行為を再審する形式に依
 り之を區別せむとするものと、再審すべき事件の性質に依り之を區別せむとする
 ものと是れなり。

正當なる見解に依るときは訴願と行政裁判との間には單に形式の差違あるのみ、
 再審すべき事件の性質に依り區別すべきものに非ず。訴願も行政裁判も準則を
 以て定めたる場合に同しく準則を以て定めたる手續に依り、行政官廳の行為を審
 理し、並に其の結果たる裁判判決をして準則に定めたる効力を有せしむるに於て
 は一なり、然れども(一)訴願と行政裁判とは其の機關を異にし、前者は上級行政官廳
 を審理者とし、後者は特設の合議機關を審理者とするに於て相同しからず、(二)又訴

願の審理手續は司法裁判の手續に依準せず、行政裁判は之に依準するに於て相違
 せり。訴願は行政官廳の監督事業として違法不當の行政行為を審理し、行政裁判
 は特設したる審廷の裁判事務として之を審理せむとするものなり。

本邦の舊訴願法及行政裁判法は單に上述の區別のみを標準とし、敢て事件の種類
 に拘泥せざりき。然るに我が政府が明治三十五年の議會に提出せしめたる訴願
 及行政裁判に關する諸法律案に於ては訴願は利益の傷害に對して之を爲すべき
 ものにして行政訴訟は權利の傷害に對して爲すべきものなりと爲せり。

(註)行政裁判及行政裁判權限法第三條、行政廳の不當の處分若しくは裁判に由り利益を傷害
 せられたりとする者に非されば訴願を提起することを得ず。

行政廳の違法の處分若しくは裁判に由り權利を傷害せられたりとする者に非されば行政
 訴訟を提起することを得ず。

選舉に關し訴願又は行政訴訟を許したる場合及び行政廳又は公共團體の參事會若しくは
 會に於て訴願又は行政訴訟を提起することを許したる場合は前二項の限に在らず。

同第四條、公共の利害に關する認定其他法令の範圍内に於ける行政廳の認定の當否は行
 政裁判所之を裁判せず。

斯く行政官廳の違法の行爲に依り權利を傷害したる場合に關すると、其の認定權（自由裁量）を不當に使用したるに因り利益を傷害したる場合に關するとを以て行政裁判と訴願とを區別せむとするは之を成法上の區別としては異議なきも、之を此の二の監督法の本來の性質より起る區別とするに至りては大に議論あり。以上の區別は元とスタイン博士の唱道に始まりしものにして、シユルチエ、ザイデル、ポルンハックに至るまで多數の學者の承認する所なり。

スタインの説に依れば明に法令の明文に照して當否を決すべきものは直に裁判機關に訴ふるを可なりとすと雖、行政上の處分は司法上の處分の如く一步一步法令の明文に依るに非ず、法令は唯だ大體の方針計畫を示し、行政官廳の認定（自由裁量）を以て適宜に之を施行する方法を定むるを許せり、されば此の方法に依り保護せらるゝ所のものは之を權利と謂ふ可からず、是れ唯だ利益にして行政官廳の職權を以て自在に伸縮するを得べき所なり、故に概して人民は官廳の自由裁量の範圍に屬するものに對し不服を申立つるの權利なく、其の之あるは上級官廳か下級官廳に向て下級官廳の爲したる認定を適當ならずと爲し、同し行政の目的

を達しなから更に十分に人民の利益を伸張し、又は更に少量に之を減縮するの途ありと認め、監督權を以て其の取消又は變更を命する場合に限るものとす、是れ即ち訴願の効用なり。

ポルンハック普國々法第二卷四七一頁に曰

行政行爲は獨り準則の執行たるのみに非ずして、準則又は上級官廳の指揮に依り禁せられざる範圍内に於てする準則に基かざる自由の認定たることあり、而して關係者は此の如き特別の法規に據らざる官廳の處置に依りても尙ほ侵害を被りたりとするところあるは勿論なり。然れども此の如き場合に行政訴訟を提起するは固より難し、何となれば行政訴訟は處分の準則に違反したるに依り起るものなればなり……是を以て關係人に於て此の處分の取消を望むときは其の法令違反を以て口實とせず、利得害失を以て論據とせざるべからず、是れ即ち狹義の訴願（正式訴願）の由て起る所なり」と。

以上の理論は頗る機巧なるものにして、著者も曾て之を祖述したりと雖、更に講究するときは、其の未だ確論と爲すべからず、且各國成法の事實に合はざるを知ると易し。利益を適當に保護せられざるに對する不服は訴願に依り回復するに如かず、行政裁判に依るは不便なりと云ふは尙ほ怨すべし、然れども既に是れすら確論

に非ず、利益に關する不服にして尙ほ且行政訴訟の事件と爲すとを得べきものあるは争ふへからざる事實なり。認定事項は以て裁判の事件と爲すに適せすと云へるは司法裁判に於てすら既に事實に非ず、民事に於ける財産分配の訴訟(Erbteilungssache)權利移轉の場合に於ける決算整理の裁判の如きは認定(自由裁量)に對するの裁判なると多し。又他の一方に於て權利傷害に關する不服は訴訟の目的たるとを得すと云ふに至りては其の不當なると益、明瞭にして、本邦の新法案に於ても裁判の申請は皆權利問題に關係し、而して其の所謂申請は上級行政廳に於て裁決するものなれば、畢竟訴訟の一種に外ならざるなり。且又訴訟を利益傷害に限りなから權利傷害(違法)の處分裁決に至るまでも一旦地方上級行政廳に訴願したる後に非ざれば行政訴訟を提起するを許さざるとし、したり。之を要するに法令違反の事件は自由裁量の認定を誤りたる事件と區別し難き場合多く、準則違反の處分なればとて上級官廳に於て監督し難きの理由なく、却て其の監督を嚴重にするの理由あり、且孰れの國の訴願法を見るも必ず兩種の事件を混して訴願を許せり。例へば本邦に於ても恩給事項に對する訴願の如きは權利に關係するものなり。

是を以て行政訴訟と訴願との間に權利と利益とに依り區別を立てたるは一國成法上の區別にして、國法上必然の原理に依るものに非すと知るべきなり。

第三節 訴願の手續

新行政裁決及行政裁判權限法案は他の法律勅令に特別の規定なき場合に於て適用すべきものにして之に依るときは訴願の手續に關する要點左の如し。

訴願は行政行為(裁決)を受けたる本人より之を提起するを得るのみ、第三者に於て之を提起し又は之に参加するを許さず。

同一の行政行為に依り數人の利益を傷害したる場合に於ては其の數人共同して訴願を提起するを得るも四名以上に及ぶときは其の中の三名以下を總代に選ひ之に一切の事件を委任せざるへからず。法律に依り本人と認められたるものは其の名を以て訴願を爲すを得へし。

舊訴願法及行政裁判法並に新行政裁決及行政裁判權限法案に於て行政官廳と云はず、行政廳と云へるは自治体の行政廳をも包含すればなり。

訴願は處分を爲したる行政廳を經由して直接上級行政廳に提起せしむ。而して

其の裁決に對して不服あるときは更に其の上級の行政廳に訴願し遞次上進するを許せり。然れども各省大臣は最上の行政官にして其の上に等次なく内閣にあるも行政の官衙に非ざるか故に各省大臣の處分に對し訴願せむとする者は直に其の省に向て之を提起せしむるとし又苟も行政訴訟を提起し得べき場合には各省大臣に訴願することを禁したり。又合議體の爲したる處分裁決に對し單獨官に訴願せしむるは不倫なるか故に郡市參事會又は郡市町村會市町村内の區會若は水利組合の爲したる選舉議決若は裁決に對し訴願するときは上級廳たる府縣郡參事會に提起せしめ府縣郡參事會の裁決を以て終審確定のものとしせり。

(註)行政裁判法第十七條に「内閣に訴願を爲したるときは云々新行政裁決及行政裁判權限法案第八條第三項にも「内閣云々」とあるは内閣に於て鐵道局臨時建築局臺灣事務局等の如き行政事務の官廳を統轄する場合に於て起るとにして現今の如く内閣に隸屬する行政官廳一個も有らざる場合には此の一句は空文に屬す。

○恩給事項は本廳長官の證明に依り恩給局の審査を経て内閣總理大臣之を裁定し、行政上の處分に依り恩給に關する權利を侵害せられたりとする者は六箇月以内に恩給局に具申して裁決を請はしめ、其の裁決に不服なる者は一箇年以内に行政裁判所に出訴する

とを得せしむ(文官恩給法第十七條○軍人恩給法第四十一條)

訴願は上級行政廳に於て一旦受理するの義務あるか故に期限を附せされは不服者は何時までも提起の權を有すべく、其の爲關係の行政事務は永く不定の有様に居り、官民の不便少なからざるへし是を以て期限を定めて其の終るまで提起せざるものは權利を放棄したるものと視做さるへからず、而して特別の事情ある場合に限り行政廳の職權を以て期限の延長を許可するの規程も亦往々見る所なり、本邦の新法案は訴願の期限を行政處分を受けたる後三十日以内、裁決の告知を受けたる後二十一日以内とし、他の法律勅令に特別の期限を設けたる場合は此の期限に依るとしせり。訴願書提出に於ける郵便遞送の日數は之を訴願期限内に算入せず。

訴願は法定の書式に合へる文章を以て之を爲すべく、書式に違ふ者は期限を指定して更正せしむ。訴願書の(一)誹毀侮辱に涉るもの(二)法令に依り訴願を許さざる事件に關するもの(三)法定の期間を経過し其他適法の手續に依らざるものは理由を附したる裁決書を以て却下す。訴願者此の却下を違法なりと認むるときは

更に上級の行政應に向て訴願し、下級行政應に訴願を爲したる事件に付併せて上級行政應に訴願せしむ。

訴願書の經由に當れる行政應は訴願書を受領したる日より十日以内に辯明書及必要文書を添附し之を上級行政應に發送し、裁決に對する訴願書は受領の日より三日以内に發送す。行政應に於て必要と認むるときは期日を定めて訴願者を召喚し口頭審問を爲すとを得、此の場合に行政應に於て相當と認むる代理人の使用を許す、但し訴願は必ずしも口頭審問を必要とするに非ず、故に被召喚者召喚に應ぜざるも審問を停止せず。行政應は訴願書口頭審問其他職權に依り審査したる事實に基づき裁決す。行政應の處分に對する訴願は上級行政應に於て必要と認むる場合の外其の執行を停止せず、之に反し行政應の裁決に對する訴願は其の確定に至るまで執行を中止す、但し上級行政應に於て必要と認むるときは特に其の執行を命ずるとあるへし。

行政應は訴願の審理に依り處分若は裁決を不當ならずと認むるときは裁決を以て訴願の採納せられざる旨を宣明し、裁決書を作り、訴願の經由に當れる行政應を経由して之を訴願者に交付す。

此の場合に訴願の目的たりし處分裁決は何等の影響を被らず、全く訴願の起らざりしと同然なり、故に其の處分裁決を爲したる下級行政應に於て他の理由に依り之を變更せむとすれば則ち變更するを得へし。若し上級行政應に於て審理の結果處分裁決を不當なりと認むるときは同し手續に由り之を變更し又は取消すの裁決を爲すへし、(一)其の取消の場合に於て前の處分裁決に依り執行したる所を執行以前の狀態に復せしめざるへからず、(二)其の變更の場合に於て下級行政應は之に準據する義務あり、然れども裁決を爲したる行政應又は更に其の上の行政應は後に之を變更するの自由あり。

總へて訴願の裁決は格段なる一面の處分裁決に對してのみ効力を有するものなれば下級行政應に於て後に至り再び同一の人民に對し同種の處分又は裁決を爲すとを妨げず、况や其の他の人民に對してをや、蓋行政上に於ては一部人民に取りて不利益なることを承知しなからず、大體の利益の爲に推して執行せざるへからざる事無しとせされはなり。

第四節 申請

四三六

普通の訴願は處分裁決を受けたる人民に於て原告の地位に立ち之を爲したる行政應は被告の地位に立つと雖元より一方は直接に國家の行政權を行使するの機關なるか故に人民と對等の地位に在るものと云ふへからず總へての點に於て行政應の意見に重きを置き苟も行政應が法令を施行する爲に必要なりと認定する所の行政行爲は概して正當なりとし唯た一個人の利益を減縮せず又更に十分に保護しなから猶ほ同一の目的を達し得べき場合に於てのみ始めて其の行爲を不當とする次第なり。然るに茲に別に一種の場合ありて大に普通の訴願と其の關係を異にせり即ち公共團體と人民自然人又との間又は一の公共團體と他の公共團體との間に爭議ありて行政應は之に對し裁定者の地位に立つべき場合を謂ふ。此の場合に於て爭議の双方は何れも主權の目的格たる對等の地位に立ち主人の行使者たる行政應の判定を受くる點に於て恰も司法裁判の原被兩造の如き地位に在るか故に其の爭議の事件にして果して權利問題に關係する場合は孰れの一方の要求にも重きを置かず公平に司法裁判の手續に準して裁決を爲すを

得へし故に獨逸行政法に於て之を一種の訴訟事務と視做し行政裁判所又は之に代用すべき機關に於て管轄せしめたり之を従前は行政爭議事件 *Administrative ko ntenziöse Sachen* と云ひ近時の法制には公法上の兩造分爭事件 *Parteisreitigkeiten oder Parteisachendes öffentlichen Rechts* と云へり。本邦の新行政裁決及行政裁判權限法案に於ては之を申請と云ひ以て訴願と區別したり。

新權限法案の主義は申請を以て一般の訴願と區別しなから初審に於ては訴願を裁決せしむると殆ど同一の手續に依り裁決せしめ第二次に於て行政裁制の判決を受けしむるとしたるに在り是れ各地方に行政裁判所を設置するの不便を避けむか爲なるへしと雖此の如くむは折角申請と訴願とを區別したる所以の理由大半消滅すべく何故に所謂訴願を不當行政利益問題のみに限りたるやの理由も消滅すへし何となれば若果して行政應を以て違法事件を裁決するにも適當したるものとするときは何故に權利問題に關しても訴願を許さざるやを解し難ければなり。

新權限法案に於て申請と訴願と其の裁決の手續を異にするは唯た爭議の相手方

をして意見書を差出さしめ、尚ほ必要と認めるときは反対の一方をして之に對する辯駁書を出さしむるに在るのみ。又第二次に於ても普通の行政訴訟と同一手續に依るべきや否は大に議論の存する所たるべし。要するに申請の事は此の度始めて本邦の立法に登らむとするものにして其の方針未定なれば茲に細論せず。

第三章 行政裁判

第一節 行政裁の管轄

行政裁判は帝國憲法第六十一條に「行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず」とあるに基くものなり。先づ本條の意義を解釋せむに「行政官廳の違法處分」と云へるは一見準則法律命令に違反したる行政行為のみを指すか如くなるも、其の實は然らず、行政廳の認定權に屬し隨て明に自由裁量の範圍に屬する事たりとも尚ほ且一定の限度を越へて裁量の自由を運用するときには違法となるもあり、是れ現に佛國の職權踰越事件に於て取る所の解釋法たるのみならず、獨逸行政法に於ても所謂違法處分は或る關係に於て認定權の行使を誤りたる場合に及ぶと學者の定論あり、行政法上、卷一九三頁參看要するに違法問題と不當問題との區別は事實に於て常に判然せず、不當なるか故に違法なる場合も之れあれば所謂違法の處分を以て全く認定權の問題を包含せずと解釋するは誤なり。

(註)スタンゲルは行政法字典下巻七一三頁に於て獨逸國法に於ける行政裁判の權利裁判たるを主張しなから七一七頁に至り認定事件を包含するを明白し、ゲオルク、マイエルも行政法上巻四七頁に於て自由裁量の事件を行政訴訟より排除しなから第四註に於て實際は此の種の事件を包含するを認識せり。

行政官廳の違法處分と云へる處分は此の場合に於て廣く行政行爲を指すか故に裁決をも包含するものと解釋すべきものなり。

權利を傷害せられたりとするの訴訟と云へるは行政行爲處分を受けたる一個人に於て此の行爲を違法なり、從て權利を傷害するものなりと認むる場合と云へる義にて、違法の處分中に認定權を誤りたる場合を包含すると同じ理由に依り權利の傷害中に或る場合に於ける利益の傷害をも包含するものと知るべし。

行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理する限に在らずと云へるは單に行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして、行政裁判所の管轄に屬する者の司法裁判所の管轄に屬せざるを斷定するのみ、其中にて行政裁判所の管轄に屬せざるものに關しては憲法に何等の規程だも無し、故に此の如き訴訟は猶ほ司法裁判所の管轄に屬すとも屬せずとも斷定すべし。

からず、若他の法律に依り司法裁判所の管轄に屬せしめたるものあらば則ち之に屬すべく、然らざるものは孰れの管轄にも屬せずと解釋すべきなり。

(註)概して官廳の違法處分より起る損害賠償事件は民事に屬し、其の他に於ても個々の事件にして民事に屬するものあり、例へば特許法に依る特許審判は一種の行政處分なり、而も同法第三十五條の協会は大審院の管轄に屬するか如し、又古社寺保存法第十五條、河川法第六十一條乃至第六十三條、砂防法第四十四條乃至第四十六條の補償處分も民事裁判の管轄に屬せり。

第二節 行政裁判の性質

行政行爲の章下に述べたる如く、裁判も準則法律命令を格段なる事實に適用するの行爲にして他の行政行爲と根本より區別すべきものに非ず、唯た普通の行政行爲に於ては準則を施行する方法の採擇に付裁判に比して官廳の自由裁量權を廣くするのみなり。今此の見解を以て推すときは普通の行政事務の爲に行政裁判の制度を備ふると決して、奇異に非ず、軍務、外務を除く外は如何なる行政事務も必ず準則に依りてするものなるか故に裁判手續に依りても亦其の準則を事實の上で適用するを得べきは明なり、換言せば總ての準則行政を裁判手續に依り執行

するとも亦想像し難きに非ず。是を以て司法裁判と行政裁判との區別は事の性質に由來するものに非ずして人爲の制作に原因するものなるを理解せざるべからず。

先づ茲に司法裁判と行政裁判との相一致する所を述べれば民事裁判は人民と人民との間に於ける權利義務を確定するものたると同様に行政裁判は國家と人民との間に於ける權利義務を確定するものにして其の爲に關係人民を審理手續の遂行に與らしめ以て準則の適用を不可變更的に決定するに在り。行政裁判は民事裁判に於ける如く關係人民を當事者として裁判官と與に訴訟手續を遂行せしめ斯く國家と人民との協力を以て準則の適用即ち權利義務の關係を決定したるものなるか故に一旦決定したる上は國家も人民も均しく之を變更するの權能なく、必ず遵奉せざるを得ざらしむるは是れ裁判の裁判たる所にして行政裁判も民事訴訟も此の點に於ては全く同一なり。

次に行政裁判の民事裁判と異なる點を云へば民事裁判に於ては裁判に依り始めて權利關係を公定し其の以前に於て之を公然有効に決定する所以のもの有らず

債務督促及即決裁判に於ては上述の如き審理手續を経ずして權利關係を一定する如くなるも是れ其の實は手續を省畧する爲假りに決定するものにして不服あるときは何時にても完全の手續を履行せざるを得ざるものなり。之に反して行政裁判に於ては未だ裁判あらざる前より行政官廳の行政行為に依り既に權利關係を公定し其の公然有効なる爲に必ずしも裁判を要せず唯だ關係人民に不服ある場合に於て法律勅令に之を許すの明文あるときは則ち裁判手續に依り同一の權利關係を更に正確に公定するのみ。即ち行政裁判は國家と人民との間に於ける權利關係を公定する爲にするものに非ずして既に有効に確定せるも未だ不可變更的に非ざるものを更に根本の準則に照して稽查し或は是認し或は取消し或は改正して遂に不可變更的關係と爲すに在り故に行政裁判は結局行政行為に對する精確の監督手段に外ならざるなり。

第三節 行政裁判の事件

行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとする場合は必ずしも皆行政訴訟を提起するとを許すに非ず行政行為は行政官廳の執行に依り有効に決定し

此の執行を以て終始するを常經とするか故に猶ほ更に行政訴訟に依り之を取消し若は變更するとを許す場合は特に法律を以て之を明許せざるべからず。

本邦に於ては法律も勅令も均しく天皇の裁定に係る國家の意思なるに依り、法律又は勅令^{獨立命令を包含す}を以て行政訴訟を許す事件を明示せり。

法令を以て行政訴訟を許す場合を明示するに二の方法あり、列記法及概括法是れなり。列記法は普魯西行政法の取る所にして、行政事務に於ける個々の場合を指摘列擧するものなり、然れとも亦時としては一部分を概括するにあり、例へば普魯西の普通地方行政法第二百二十七條に於て警察處分に對し一般に訴訟を許したる場合の如し。概括法は佛蘭西、奧地利、瓦執堡に行はるゝ所にして行政訴訟を許す事件の一般の性質を指定するものなれど、亦時としては格段なる事務を摘示するとなきに非ず、要するに純粹に列記主義又は概括主義のみを用ふるは難く、其の一方を主として他を併用するを各國の事實とす。

本邦は舊行政裁判法第十五條を以て、行政裁判所は法律勅令に依り行政裁判所に^{出訴を許したる事件を審判すと規定し}、明治廿三年法律第百六號を以て五種の事

件を概括して許し、其の他特別の事件に關する特別の法令に於て行政裁判を許す場合を特示し來たりしが、三十五年の政府案に於ては右概括法を廢止し新行政裁判及行政裁判權限法案第一條を以て……行政裁判所に於て行政訴訟に因り裁判すべき事項は本法及他の法律並に勅令の定むる所に依ると規定し、其の第十六條より以下第七十三條に至る間に於て各種の行政事務に涉り訴訟を許すべき個々の場合を最も詳細に指定し、從來訴訟願及行政訴訟を許したる特別法令の中苟も新主義に依り變改補修せむとを要するものは悉く網羅せむとを期したり、然れども舊來の特別法にして此の新法案中の列示に洩れたるもの亦無きに非ず^{例へば給法^{軍人恩}給法^{軍人恩}此等は從來のまゝ變更を要せざるものと知るべし。}

(註)新行政裁判及行政裁判權限法案は純然たる列記主義を取りむとするも尙ほ左の如き概括條項あり。

第四十八條法令又は行政廳の處分に依りて爲すべき行為を爲さざる爲め行政廳自から之を執行し又は他人をして之を執行せしめ其費用を義務者より追徴する場合に於て追徴の處分を受けたる者其執行若くは追徴の範圍方法若くは手續を違法なりとするときは行政訴訟を提起するを得。

第四十九條「營業の許可を拒否せられ若くは取消されたる者又は營業を停止せられ若くは禁止せられたる者其處分に不服なるときは訴願を提起するを得其處分を違法なりとするときは行政訴訟を提起することを得」。

第五十條「前條の外行政訴訟の許可を受けたる者之を取消されたる場合に於て取消に不服なるときは訴願を提起するを得其法令又は許可の條件に違反したりとして許可を取消されたる場合に於て取消を違法なりとするときは行政訴訟を提起することを得」。

第四節 行政裁判の當事者

訴訟には必ず當事者なかるべからず、當事者とは裁判所と共に訴訟手續を進行して判決に至る権利の主体にして判決に依り其の権利關係を公定すべく、判決の効力は此の關係以外に及はざるものなり。裁判を爲す爲には一方に一人若は數人より成れる當事者ありて國家より權利を得むとするに足れり、之を雙側訴訟と云ふ。然れとも亦一人又は數人より成れる當事者双方に分れて其の一方は他の一方に反對して國家より權利を得むとする地位に立つとあり、之を雙側訴訟又は對席訴訟と云ふ、而して其の一方を原告と云ひ他の一方を被告と云へり、例へば民事訴訟法に於けるか如し。然るに雙側訴訟も亦必ずしも原被兩造を設けざるに

非ず、裁判官は一方の當事者の主張のみを聽くときは偏頗に流れ易きを以て假りに原被兩造の地位を作り、双方の意見を戦はして其の中を裁すると行はる、是れ即ち刑事訴訟法に於て取る所の主義なり。刑事の被告は被害者より告訴せられたる場合の外眞の相手方なる者なし、然れとも訴訟手續の爲に假りに檢察官をして起訴者の地位に立たしむるものなり。

今行政裁判に於ける訴訟手續は如何なる様式を取るやと云ふに、夫の申請兩造より起る行政訴訟の如きは當事者兩側に在りて完全なる對席訴訟の規模に依るに便なり、と雖、其の場合に於ては眞の當事者は違法の處分を受けたる人民あるのみなり、此の處分を爲したる行政應は本來人民に對し官權を行使すべき地位に在るものにして人民の對等の相手方に非ず、國家は裁判所として其の主權を行ふと同時に當事者と爲りて裁判を受くるとを得ざるは明なり、然れとも訴訟手續を公平にするが爲に假りに行政應の代表者を以て被告の地位に置き、人民をして之と權利を争はしむ、乃ち此の點に於て行政訴訟は刑事訴訟に類似する所多し。

(註)申請より起る行政訴訟に於ては事實上原告被告の區別ありて行政應自ら被告となる

の必要な場合多し然るに新法案に於て一切の訴訟に於て行政官廳を被告とするは非の宜きを得たるものと謂ふ可からず又判決の効力に關しても此の二種の事件を混同するも不可なるは本章末節に述べたるが如し。

本邦の新行政裁判所構成及行政裁判手續法に於ても行政訴訟は處分若くは判決を爲したる行政廳を被告として之を提起すべしとあり而して行政廳の處分裁判に由り共同の權利を傷害せられたる者又は同一の處分裁判に依り共に權利を傷害せられたりとする者は共同して行政訴訟を提起するとを許せり。又行政裁判所の職權を以て權利上利害の關係を有する第三者にも訴訟に加はるとを許すとあり是れ即ち參加訴訟の場合なり。

被告たる行政廳は官吏又は吏員に辭令書を交付して訴訟代理を爲さしむるとを得べく又民事訴訟法の規程に準して補佐人を使用するとを得べし。尙ほ又被告行政廳の主務大臣は必要と認むるとき特に委員を命じて出廷せしむるとを得べし此の委員は當事者以外に立ちて關係の事件に付國家の利益を代表するを目的とするものにして刑事に於ける檢察官の地位に類すと雖而も其の訴

訟手續の要部に關係すると遙に少なく唯だ判決を爲す前行政裁判所に向て其の意見を陳述するとを得るに止まれり。

第五節 行政訴訟の手續

法律勅令に別段の規定ある場合を除く外上級行政廳に訴願し其の判決を経たる後に非されは行政裁判所に行政訴訟を提起するとを許さざるを原則とし新法案に於ても此の原則を維持したり是れ上級行政廳は下級行政廳に對し指揮權を有するか故に違法處分は上級行政廳が指令訓令を以て下級行政廳に命令したる所なるやも知る可からず果して然るときは一旦上級行政廳をして判決を爲さしめ此の判決を以て行政裁判に附するに如かず若又上級行政廳の命令したる所に非ざるに於ては上級行政廳は下級行政廳をして其の處分を改めしむべく此の場合に於ては行政訴訟を提起するの必要消滅すればなり。

以上の原則に對しては左の三の場合に於て變則あり。
 (一)内閣に於て或る行政事務を直轄する場合の處分裁判及各省大臣の處分裁判に關しては上に訴願すべき處なし故に直接に行政裁判所に訴訟を提起するとを許

せり。

四五〇

(二)内閣に於て或る行政事務を監督する場合の被監督廳及各省大臣の直近下級行政廳の處分裁決に對し行政訴訟を起さむとするときは上に内閣又は各省大臣あるか故に先づ之に訴願し、而して後行政裁判所に出訴するを順序とすれとも、斯くては内閣又は各省大臣と行政裁判所との間に意見の相違あるとき、之を講和するの途なきに因り、此の場合も直接に行政裁判所に起訴するとを許せり。

(三)内閣に於て或る行政事務を監督する場合の被監督廳又は各省大臣の直近下級行政廳か更に其の下級に位する行政廳の爲したる行政行為に對する訴願を違法に却下したるときも訴願者は前同様の理由に依り直接に行政裁判所に出訴するとを許さる。

訴願の期限は法律勅令に特別の規程ある場合を除く、外其の處分を爲したる日又は裁決の告知ありたる日より三十日間とし、此の期限内に合法に調製したる訴狀を以て之を提起すべく、之に關係の申請書、訴願書、及行政廳の裁決書並に證據書類を添へしむ、而して答辯書、辯駁書、及意見書の送受を了へたる後公開審廷に於て

口頭審問を開き、必要の場合には證人及鑑定人を使用し、檢證、調書等に關しても大抵民事訴訟法の規程を準用す。

行政裁判所は同一の處分若は裁決に對する數個の訴訟の併合を命することあり、訴訟の全部若は一部の裁判か司法裁判所若は行政裁判所に繫屬する他の訴訟に於て定まるべき權利關係の成立又は不成立に繫るときは他の訴訟の完結に至るまで訴訟手續を中止するとを得るものとす。

行政訴訟の提起の爲に行政廳の處分の執行を停止せすと雖、申請又は訴願に因る行政廳の裁決は其の確定に至るまで執行を停止するを原則とす、然れとも法律勅令に別段の規程あり又は上級行政廳に於て其の必要を認むるときは此の反對を命するの權あり。

再審を許すべきや否は行政裁判の手續上に於て最も困難の問題なるも本邦は舊法新法とも之を許さざるの主義を取れり。

第六節 行政裁判の効力

行政裁判の効力に關しては舊法に於ても行政裁判所の判決は其の事件に付き關

係の行政廳を羈束す」とありて新法案にも本條のまゝを移したり、其の意味は行政裁判所自ら執行力を備へざるも行政廳は此の一條の結果として行政裁判所の判決に服従するの義務あるか故に其の判決は自然に執行せらるへしと云ふに在り。然れとも行政裁判所の判決は獨り行政廳を羈束するのみに止まらざれば、茲に原則上より其の効力の及ぶ所を論究せざるへからず。

行政裁判は元來隻側訴訟なるも其の手續に於ては兩側訴訟の様式を取るものなると前述の如し。果して然るときは其の判決も亦兩側訴訟に於ける判決の効力を有せざるへからず、即ち左の如し。

(一)行政裁判所の判決は當事者の一方たる行政廳を拘束し、其の結果として官吏を拘束せり。被告たる官廳は判決に於て指定する所よりも多くの義務若は少なきの權利を以て他の一方の當事者たる人民に歸せざるの義務あり。

(二)行政裁判所の判決の効力は訴訟に参加を許したる場合に於て参加人にも及ぶ、其の明文は新舊兩法に備はりたり。

(三)行政裁判所の判決に依りて定まれる權力關係か他人にも移轉し得へきものな

るときは其の効力は後繼者に及ぶ例へは一の工場に關する判決の効力は後に同一工場を受け継きたる者に及ぶか如し。

總へて判決の重要なるは之に依りて定まれる權力關係の不可變更的なるに在ると第二節に述べたるか如し。仍て最後に講究すべき一事は行政裁判の効力の不可變更的なるの度合如何に在り。概して不可變更的とは當事者の權利を減少し又は義務を増加せざるの謂にして其の反對を行ふは故障なし、然れとも純然たる眞の兩側訴訟即ち民事に於ては當事者の一方に與ふる所は必ず他の一方より奪はざるを得ざるか故に、此の場合に絶對的に不可變更的なり。刑事は隻側訴訟にして國家自ら假りに一方の當事者となるものなり、故に國家に於て故障なき以上は被告の義務を減少するとを得へし、是れ即ち特赦減刑の行はるゝ所以なり。されは行政事務は如何と云ふに申請の裁決に對する行政訴訟は事實上原被告兩造の間に權利を争へるものなるか故に、民事に於けると同じ理由に依り變更し難し、然れとも一般の行政訴訟例へは免許、禁則等に在りては行政の目的にして之を許す以上は判決を關係人民に有益なる一方に變更して同し事件に付新しき處分を爲

すと行政廳の自由なり。

第四章 會計行政の憲法上の監督

第一節 豫算の國法上の性質

行政の會計法上の監督は帝國憲法第六十四條に「國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし」豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要すとあるに基つくものにして豫算は會計監督の標準なれば先づ其の國法上の性質を明にせざるべからず。

豫算の本義に關しては三説あり、左の如し。
第一説に依るときは豫算は歳入歳出に於ける國家の債權債務を創設する者なり、即ち豫算の成立に依り始めて納税者は國家に對して納税の義務を負ひ國家の債權者は其の債權を得るものなりと云ふの説なり。是れ豫算を以て法律とする國に於て時に行はるゝ所の説にして獨逸にてはヘーネル、ヅタルン、マルチツ等之を主張すと雖彼の國に在りてすら反對論多し。納税者は税法に依り其の義務を負ふものにして豫算に依り此の義務を左右すると無し、又國家の債權者は豫算に拘らず請求權あり例へば請負人は負債契約に因り國家より金額を要求する權あり

豫算通過に因り始めて其の權利を生ずるに非ず。

第二説は豫算を以て國家に對する債權債務の本源なりと爲さしるも尙ほ且收入支出に關する官廳の職權を作るものなりと云ふ是れなり、換言せば納稅者は豫算に由り始めて納稅の義務あるに非ず、税法に因り此の義務あり、然れとも官廳は豫算に依り始めて之を徵收するの權利を得るものなり。又國家の債權者は豫算に由り始めて國家より仕拂を受くる權利を生ずるに非ず、他の契約に由りて既に此の權利あり、然れとも政府は豫算に依りて始めて此の支出を爲すの職權を得るものとす。是れロエッネ、アルンド、ザイデル等か取る所の説なり、之に依れば納稅者及總へて國家の債務者は國家に拂込を爲すの義務あるも豫算成立するまで支拂を中止するを得べく、國家の債權者は豫算成立するまで其の請求を中止せざるべからず。然れとも此の如きは實際の事實に違へり。例へば輸入者は豫算の有無に拘らず輸入税を上納するの義務あり、國家の債權者は行政官廳より仕拂を受け難き場合は裁判所に依り請求し、國家に向て強制執行すべし。

第三説に依るときは豫算は會計監督の爲敷量、を以て國家の歳出、歳入を豫計した

るものなり、委しく言へば法律命令契約賣買等に基づく國家の收入と支出とを未前に計量して一年度内の計畫を立て行政官廳をして此の計畫に依り支出の事務を行はしめ、若豫算に於て定めたるより以外の支出を爲したるときは議會に向て其の理由を説明せしむる所以の監督標準なり、而して監督者若其の説明に満足せざるとき(即ち事後承諾を與へざるとき)は行政官廳に於て其の責任を負はざるべからず、是れ豫算の効力なり。此の説はクナイスト、ラバンド、ケルベル、シムルチエ、ケオルクマイエル、セリクマン、エリネック、ポルンハック等の取る所にして現今一般に正確なりと認めらるるものなり。

以上第一説は豫算を以て官廳並に人民の權利義務を創設する一般有効の準則なりとせむとするもの、第二説は官廳の職權を設定する一般有効の準則とせむとするものなり、是れ佛國革命より獨逸憲法の制定に至る豫算制度の沿革に於て偶然生したる想念なりと雖、豫算其のもの、本然の性質に非ず、獨逸に於ける豫算制度(政治上の責任の事)上、臣民納稅の義務並に官廳收支の職權は既に他の準則の存するありて殊さら豫算に待つ必要なし。豫算は一般有効の準則に非ず、夫の官

制の如き事官廳のみに關するに係らず猶ほ之を一般有効の準則なりとする所以のものは官廳か之に依りて爲す所の行爲には人民も服従するの義務あるに因ると雖豫算に至りては人民は全く無關係なり故に豫算を以て法律命令と相並ふべき一般有効の準則なりとする説は皆誤れり。然れば則ち豫算の本來の性質は何ぞと云ふに是れ將來の處分に對する計畫に議會の協賛したるものなり。國家の債權に屬する金額を納入し其の債務に屬するものを支出するは財務行政の處分なり而して豫算は之を監督する爲に一年度に涉る概算を立てたるものなり。

(註)豫算の處分案たるは帝國憲法第六十二條第三項に新に國債を起す事及國庫の負擔と爲るべき契約を爲す事と云へる二種の處分と並置したるにて知るべし。
 ○或は天皇の豫算を裁可せらるゝを以て豫算は準則(法律又は命令)なりと論ずる者あれども豫算の裁可は法律勅令の裁可と全く別事なり何となれば法律勅令の裁可は天皇に於て取捨の權を行ひ給ふものなれば隨て其の案を採納し給はざる場合に於て不裁可と云ふとあれど豫算には不裁可と云ふをなればなり(帝國憲法に豫算不裁可の條を規定せず第七十一條に於て單に帝國議會の行動に由り成立に至らざる場合のみを限りたり)豫算の裁可は憲法上の手續を経て成立したる國家公然の豫算たるを保證するの目的に出たものなり。

第二節 豫算定額の制

豫算案を調製するの權は政府に在りて議院法第大藏大臣其の事務を掌理す而して後に説明する如く會計に關しては毎年四月一日より翌年の三月三十一日に至るまでを一年度とし年度開始前に既に議會の協賛を経るの必要あるを以て期に後れず準備せざるべからず。此の爲大藏大臣は各省をして前年の五月三十一日までに歳入概算書及歳出概算書なるものを提出せしめ孰れも經常部と臨時部とを區別し更に之を款項に區分せしむ。大藏大臣歳入歳出概算書の送付を受けたるときは之を檢案し全軀の歳出入を對照して其の均衡を計り歳入出總概算書を調製して六月三十日までに之を閣議に提出す是に於て各省大臣の間に始めて全軀の豫算案を計議し孰れも自己の管轄する事務の爲に成る可く多分の定額を得むとするは勿論にして帝國財政の大方針此に一定す而して大藏大臣より之を各省に通知し各省に於て此の決議に基きて翌年度の豫定經費要求書を調製し八月三十一日までに之を大藏大臣に送付す此の豫定經費要求書なるものは憲法上に明文なしと雖常に豫算に附隨して頗る重要な所以のものあり何となれば大藏

大臣は豫算案と俱に之を参考書として帝國議會に提出し、帝國議會は之に依り始めて經費必要の理由を知り、諾否を決するのみならず、會計檢査院も亦之に依り支出の當否を判斷すればなり。此の参考書を添へて議會の協賛を経るときは各省の會計監督要領一定し、之によりて各省及其の所轄各官廳の經費支出權確定す、之を經費定額の制と云ふ。

(註)國家の各官廳は孰れかの一省に於て之を管轄し、内閣、樞密院、帝國議會事務局、行政裁判所の如きは孰れの一省にも隸屬せずと雖、會計上に於ては大藏省の管轄に屬せり。

以上は一般會計の監督要領なり、而して憲法には明文なしと雖、別に會計法なる法律を以て一般會計の外に特別會計、物品會計の二種を設けたり。

(一)特別會計

會計法第三十條に曰

「特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置するを得
特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし」

此の所謂特別の須要は如何なる場合に起るかと云ふに、國家か一定の事業を營む

爲に一般の歳出歳入以外に於て別に一個の財團を構成し、之に依りて特別の收支を爲さむとする場合に起るなり。財團を異にし従て豫算を異にす、然れとも毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経さるべからざるは勿論なり。特別會計たりとも既に豫算を以て帝國議會の協賛を経る以上は歳入と歳出とを區別して混同なからしめさるべからず、唯た會計行政の命令、執行及現金出納事務に於て特例を許すのみ。

(二)物品會計

國家に屬する物品は國家の財産にして而も國家の資金を以て購買したるもの多し、故に會計の一部分として其の保管を精密にするの必要ありと雖、又物品は金銭と同一の規矩を以て拘束すべからざるものあり、故に特別の制度を定めたり、而して其の制度物品會計は官吏の身元保證金の一事會計法第廿八條を除く外は皆勅令を以て之を定めたり、明治廿二年六月勅令第八十四號を以て現行法とす。但し現今の物品會計規則は政府に屬する物件の全部に關するに非ず、唯た其の動産のみに關するものとす、而して不動産に至りては別に官有財産管理規則のあるあり、又動産

の中にも陸海軍の兵備に関するものは各其の規則に依るへし物品會計規則を適用すへきに非ず物品會計規則第一條

第三節 豫備費の制

帝國憲法第六十四條の第二項に豫算の款項に超過し又は豫算の外に生したる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要すとありて同第六十九條に避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへしとあり而して會計法に此の豫備費を分けて第一豫備金第二豫備金とし第一豫備金は避くへからざる豫算の不足に充て第二豫備金は豫算外に生したる必要の費用に充つへきものとせり。

大藏大臣は國庫大臣として豫算に定めたる二種豫備金に對する現金を國庫に準備し且之を管理する義務あり而して所要に應じ大藏大臣の所管より各省大臣の所管に移すを豫備金の支出と云ふ即ち此の支出は各省大臣の豫算定額に追加するの謂ひにして國庫金を國家の債務者に向て支出するとを云ふに非ず。各省大臣第一豫備金を以て補充すへき費途は毎年勅令を以て豫め之を指定し置

き而して實際其の支出を要するとき金額と理由とを示す所の計算書を作り大藏大臣の承認を経ざるへからず。大藏大臣は勅令の補充に非ざるか又は豫算に於て定めたる金額を支出し盡したるときは承認を拒むへし然れとも其の他の場合に於ては之を拒むの理由なきものとす。大藏大臣承認したるときは支出の手續を爲すと同時に會計検査院に通知す。

各省大臣第二豫備金の支出を要するとき其の金額と理由とを示す所の計算書を作り之を大藏大臣に送付す而して大藏大臣は實上より其の支出の當否を論斷する權利あり此の論斷は意見として計算書に添へ上奏し勅裁を請ふものとす。支出裁可ありたるときは大藏大臣其の理由と金額とを會計検査院に通知し且官報を以て公布せざるへからず。

豫備金の支出を了へたるときは大藏大臣は第一豫備金と第二豫備金とに區別して總計算書を作り之に説明を附し各省大臣より送付したる豫備金支出の計算書と共に帝國議會に提出す。但し此の總計算書に載する所は大藏大臣の所管より各省大臣の所管に移したる金額のみにして各省大臣の實際支出したる金額に非

さるに注意すへし。即ち各省に向けて支出したる上に違法の點なきときは大蔵大臣の豫備金管理の事務は完了し其の金額と豫備費との關係終止す故に實際支出したる金額の決算は一般豫算に對する決算の一部分と爲る。若此の金額に餘あるときは是れ豫算の殘額にして豫備金の殘額に非ず。

(註)是に至りて會計規則第十七條の規程あるに注意すへし、即ち豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用するを許さざるを是れなり。即ち豫備金は必要止むを得ざる費途のみに支出するものなれば流用は其の性質と相合はざるか形に禁したるものなり。

第四節 憲法第七十條の勅令

憲法第七十條に曰「公共の安全の保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すると能はさるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すとを得」と。是れ戰爭の場合を豫期したるものにして例へは一時に多額の軍費支出を要するとき豫備費にては到底不足なれば臨時議會を召集して必要の支出並に之に應ずる所以の收入に對し議會の協賛を求むるを常式とすと雖情形急迫にして議會の召集をも爲すの迫なく又は他に障礙あるときは直に勅令

を以て收入するを許したり。

此の場合には全く豫算を度外に措き又議會の協賛權を動かすものなれば大蔵大臣一己の命令を以て決行するを許さず、元首に於て其の必要を認めたるを證するため勅令の發布を必要とし、内閣全幹をして其の責に任せしむるの主義を取れり、是れ即ち憲法第八條の緊急命令權と其の由て來たる所を一にするものなり。

(註)此の命令を以て規定する所は果して如何なる財政處分なるべきかと云ふに、政府は既に於て既に兩度まで本條を實施し、明治廿七年には勅令第四百四十三號を以て特別會計に屬する資金を繰替流用し、同第四百四十四號を以て五千万圓の軍事公債を募集したり、而して明治三十三年の北清事變に際しては勅令第二百七十七號を以て軍艦、水雷艇補充基金、災害準備基金、及教育基金の特別會計に屬する資金を流用したり。其の特別會計の資金を流用したるは宜しと雖勅令を以て軍事公債を募集したるは帝國憲法第六十二條の末項に違反せざるやの疑あり、憲法の一條は以て他の一條を動かすべからざるを原則とす。

財政學者の說に依るときは此の如き場合には一時政府の信用を利用して所要の支出を爲し、後に議會を召集し其の協賛を以て此の收入に引直すを良策とす。一時政府の信用を利用すとは例へば大藏省證券は會計法第九條に依り毎年帝國議會の協賛を経て其の最高額を定むべき手順なれとも假りに此の最高額以上のものを發行し、後に議會の協賛

を經たる收入を以て償却するも其の一法なるべく、又は兌換銀行券條例第二條第三項に「日本銀行は市場の景況に依り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外更に政府發行公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券若し商業手形を保證とし兌換銀行券を發行するを得此の場合に於ては其の發行額に對し一ヶ年百分の五を下りざる割合を以て發行税を納むべし、但し其割合は其時に大藏大臣之を定む」とあるに對し勅令を以て發行税を低減し一時に多額の兌換券を發行せしめて之を政府に借入るゝも一法なり。此等は孰れも法律を中止する場合なれど、憲法七十條の勅令には此の効力あるものとするなり。

第五節 追加豫算及國庫剩餘金使用の問題

豫備費と憲法第七十條の臨時處分とは憲法に明文を設けて豫算定額の以外に支出するの途を開きたるものなり。然るに豫備費を以てするも猶ほ不足あり、さりとて憲法第七十條の處分を爲すべき臨時緊急の場合に非ざる必要を生じたるときは果して如何すべきと云ふに憲法に明文を存せざるに因り實際に於て二種の手段を用ゐると慣例と成れり左の如し。

(一)追加豫算

憲法第六十四條及會計法第二條の結果として豫算は一年の歳出歳入の全部を包

括すべく之を分割すべからざるの結果を生ず特別會計は公然許之を豫算の統一と云ふ。此の結果として豫算に於ては一部議決を許さず、必ず全體を可決するか然らざれば否決せざるべからず。此の結果として(一)半分成立したる豫算は全部無効となり(二)或る一部分に付協議會を開きて不調に了りたるものも全部無効となる。

然れとも實際に於て既に豫算を議決したる後に至り更に收入又は支出の必要を生ずると無しとせず、此の場合に於て追加豫算を提出するとあり、是れ無文の慣例なり、然れとも他國に於ても其の例あるとなりラバント第二卷第九八九頁に獨逸帝國にも此の事ありと云へり追加豫算は豫算の分割と視做すべきものに非ずして本豫算の一部分に對する議決を遲滯し、成立の上は本豫算の關係款項内に挿入するものと視做すべきなり。孰れにしても變則たるには相違なく、豫算の定額以外に生じたる必要に應ずる一の便法なるのみ。

(註)近年政府の爲せる如く、總豫算には尋常一様の經費のみを見積りて議論を避け、多少異議あるべき支出は悉く追加豫算と爲し、議會の形勢を測りて別々に提出するは無文の慣

例を濫用するものにして豫算制度の本旨に背けり。

(二) 國庫剩餘金支出

國庫剩餘金支出とは兩種豫備金を以て補充し難く、さりとて緊急の必要にも非ざる場合に於て國庫に現在する剩餘金を以て其の支出に充つるを云ひ、固より憲法及會計法の許さざる所たるに拘らず、政府は近年に至り盛に之を實行し、其の額遙に兩種豫備費を超過せり。

(註)三十年度の豫算に於て其の金額を算すれば豫備費は第一第二を合せて三百万圓なり、剩餘金は合計五百二十五万二千六百四十五圓六十四錢九厘なりき。

此の方法は假令憲法違反に非すとすも明なる會計法違反たるを免れず、其の理由左の如し。

第一に果して剩餘の存すると否とは翌年の七月三十一日に至るまで分明ならず、即ち三月三十一日に年度を終り、六月三十日までには仕拂命令を發し、七月三十一日に金庫を閉つる次第なれば是に至り始めて剩餘の有無を知るべきなり。此の時までは唯大藏省の主計簿面に國庫現在金額あるのみ。未だ之を剩餘と爲すへ

からず、

第二に翌年六月三十日以前に在りて既に其の元來の目的の爲に支出するの必要なきと明瞭なるに至りたる金額ありとせむか、之を以て他の目的に使用するは取りも直さず款項の流用なり、故に政府は國庫剩餘金使用なる異名の下に會計法第十二條に違反しつゝあるものなり。

第三に七月三十一日以後に至り國庫に現在する剩餘金は會計法第二十條に依り翌年度の歳入に繰込むべきものなり、故に是に至りても猶ほ之を支出に充つるは會計法違反なり。

第六節 國法上の監督法(決算検査)

會計行政の國法上の監督とは之に關する國務大臣の法律上及政治上の責任を完ふせしむるを云ふ。國法上監督の機關は帝國議會にして會計検査院其の補助たり。帝國憲法第七十二條に曰、國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を検査確定し、政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すへし。

此の検査報告は會計検査院法第十四條に於て左の三種と定められたり。

(一) 總決算及各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否

(二) 歳入の賦課徴收、歳出の使用、官有物の得有、沽買、讓與及利用は各其の豫算の規定又は法律勅令に違ふと無きや。

(三) 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや。
左に決算検査に關する現行法令の要點及其の不備の點を摘出せむ。

(甲) 總決算の調製

總決算は政府に於て之を調査す、即ち大藏大臣の職責なり。

各省大臣は翌年七月三十一日の金庫閉鎖より四ヶ月内に決算を整理して前年度の決算報告書を作り十二月三十一日までに之を大藏大臣に提出す、其の様式は各省豫定經費要求書と同一の區分に依る。

大藏大臣は各省大臣提出の決算報告書に基き次年の七八月中に總決算を調製して之を閣議に提出し、其の決議を経て會計検査院に提出するは、大抵九月の交なり。會計検査院は議會開會前、即ち十一月頃までに検査確定し、之に以上三種の検査報

告書を添へて内閣に送付す、而して内閣は議會の開會を俟ちて之を提出するか故に總決算の議會に提出せらるゝは、當該年度より第二年目の年末又は第三年目の年頭なり、此の期間に就ては別に規定を存せず。

(乙) 帝國議會の審査

帝國議會は政府より總決算の提出を受けたる上之に對し如何なる處置を爲すへきやに關し、現行の法規に一定の明文なし、實際は決算委員をして調査せしめたる後、其の報告に依り議決を爲せり。

議會は會計検査院の検査を以て確定せるものと看做すへきや、或は別に自ら検査を行ふの權利ありやに關しては兩説あり、獨逸國法學者中にてモザイアルは前説を取りラバンドは後説を取れり、而して實際は議會の自ら其の職權を判斷する所に一任するの外なし。

議會は左の二點に涉りて國務大臣の責任を盡したると否とを議決すへし。

(一) 法律上の責任

(イ) 豫算超過又は豫算外に生したる支出にして議會の承諾を経ざるものありや否

若之れあらは帝國憲法第六十四條の違反なり。

(ロ) 國務大臣の支出に關する命令(任拂豫算及其の更定計算書、繰越計算書)にして會計法に違反するものなきや否、若之れあらは會計行政の處分を以て準則に違反したるものなるか故に行政法上の責任あり。

(二) 政治上の責任

憲法及會計行政の準則には違反せざるも尙ほ不正當不必要の支出なきや否を判定す。

經費にして正當ならず又は必要ならざるものあるときは會計検査院は會計規則第三十二條違反として報告すべく、議會は之を以て國務大臣の監督の不行届に歸すべし、然れとも正當及必要は各人の意見にして、客觀的に一定不動なるの標準なし、故に政治上の責任たるに止まるなり。

第五章 會計行政の法律上の監督

第一節 會計法の性質

豫算なるものは元來國家一年の歳入歳出の見積に過ぎず、而して會計の實際は見積と相違すると到底免れざるの數なれば、豫算の編制及運用に關し詳細の規程を憲法に設け、嚴格不撓のものたらしむるを便利とせず、別に法律を以て原則を定め、而して同じ法律を以て實際の必要に依り此等の原則に違ふとを許す場合と範圍とを限定するの主義を取るを宜しとす。會計法の必要此に在り。即ち國務大臣は各其の所管の會計事務に付先づ此の法律に依りて當年の收支に對する訓令を發し、之に依り實際の収支事務を執行せしむべきなり。此の訓令は收入の場合に於て不用なり、何となれば收入は必ず別に基く所の法律命令あればなり、然れとも支出の場合に於ては必要にして實際上之を稱して仕拂豫算と云へり。此の訓令は上級官廳が責任を以て會計法の許す範圍内に於て其の原則に違背せる處分を案書し、之を以て下級官廳の會計事務の標準と爲すものなり。

憲法に於ては金額の方面より制度を立て、歳入歳出は豫算に定めたる金額定額に

依らしめ、止むを得ざる不足の場合に於て豫備費の制に依らしめ、非常緊急の場合には憲法第七十條の勅令に依らしむるとし、是れ皆金額に對する變通法なり。然るに豫算に於ては金額の外に更に他の制限あり、年度及科目これなり、本年内の歳出は必ず本年度の計算を以てし、各其の目的の爲に備へたる科目の範圍内に於てせしむるを以て豫算執行の本旨とす、而して年度及科目の制度は憲法に於て其の詳細を盡さず、之を法律に譲りたり、會計法の目的此に存す。

然るに年度及科目の制度も亦之を一定不動に確定するを許さず、會計の處分を實行するに當りては其の實現に従ひて幾分か變通の自由を許さるへからず、是れ一般行政の性質に於て免れざる所にして會計行政に於て殊さら然りと爲すなり。然りと雖凡そ必要の範圍を豫料して變通の自由を制限せされは豫算の趣意は立たざるへし、是に於て會計法は年度及科目の原則を定むると同時に特別の場合に之を變更するを許すの程度を限定したり。

第二節 年度の制及其の變通法

會計法第三條に曰、各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬す、

き經費に充つるを得すと。即ち一般の原則は四月一日より翌年の三月三十一日までを年度とし、此の期限内に起りたる必要に限り此の年度の經費を以て支辨し、之を以て過去の年度又は未來の年度に屬する費用に充つるを許さるに在り。然れども實際に於て此の原則を嚴守し難く、又は之を嚴守せしむるを不利とする場合あるを以て會計法に於て之に違ふを得る場合及範圍を限定したり、左の如し。

(一)豫算明記の繰越。

會計法第二十一條の規定に依り初めより翌年度に繰越使用するの目的なるを總豫算の説明書中に明記したる費目は繰越使用を許す。例へば軍事費中の演習費の如き、或は兩年度に跨るとあり、海軍の造船費の如き亦然り。或は竣工時期を豫定し難きものあり、例へば兵用地圖製作費の如し。

(二)事故遅延工事製造の繰越。

會計法第二十一條の後段に曰、一年度内に終るべき工事又は製造にして避くべからざる事故の爲に事業を遅延し、年度内に其の經費の支出を終らざりしものは之

を翌年度に繰越し使用するとを得と。

(三) 繰越費 遞次繰越

會計法第二十二條に曰、數年を期して竣工すべき工事製造及其の他の事業にして繼續費として總額を定めたるものは毎年度の支拂殘額を竣工年度まで遞次繰越使用するとを得と。

(四) 過年度支出

以上三種の場合に於て繰越を許すは孰れも前年度より今年度まで事業の残りたる場合なり、然れども其の一旦過去の豫算に編入したる事件の爲に現年度の經費を使用するものたるを免れざるを以て會計規則に於ては尙ほ此の精神を擴充して既に前年度内に事業を終へ而して前年度の支拂命令發行期限翌年六月三十日以前に未だ仕拂を終へざるものにも及ぼし、茲に過年度支出の制を設けたり、即ち明治廿六年勅令第百十二號を以て改正したる會計規則第六十條に曰、過年度に屬する經費の支出を爲すときは現年度各省定額に對して仕拂命令を發すべし。同第六十二條に曰、第六十條に依り支出せんとする經費の金額は豫備金を以て補

充し得べきもの、外其經費所屬年度の豫算に於て該經費の屬する毎項定額中不用となりたる金額を超過すべからずと。されは過年度の事業の爲に今年度に於て請求を受けたるときは如何なる資金を以て之に充るやと云ふに、本年度の歳出は皆特定の目的あり、他に轉用すると能はされば差當り本年度の爲に設けたる豫備費を以て之に充つるを順序とす。即ち本年度の款項超過なれば第一豫備費なり。然るに若し豫備費を以て支辨すべき費目の一に非ざるときは則ち如何と云ふに、其の場合は現年度の當該科目に對する歳出額中より支出すと雖、其の金額は過去年度に於て支出すべくして支出せざりし金額以上に上るとを禁したるなり。此の規定は形式上より云へば明かに會計法第三條に違反するものなり、故に勅令を以て法律を變更したる場合なりと雖、實體上に於て之を以て憲法違反とせざる所以のものは二の理由あるに因る、其の一は前年度に支出すべき金額は支出せざりし爲め留存して本年の歳入中に在ればなり、其の二は豫算年度は経過するも國家の債權者に對する義務は期滿免除に至るまで消滅せず、隨て請求を受けたるときは之を拒むの道なればなり、會計法に仕拂命令發行期限内に請求せ

第三節 科目の制及其の變通法

會計法第十二條に曰く「國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用するを得ず」と。本條に豫算に定めたる目的と云へるに付説明を要す、即ち下文に「各項の金額」と云へるより推すときは其の目的とは項の指し示する所を指すやの感あり、然れども項は唯た經費の大分類を示すまでにて一項の總額にさへ變更を起さざれば項以下の目に於て示したる目的と異なる經費に充つるも妨げなしと云ふは漫然に失し、決して本條の素志に非ざると明なり。例へば陸軍省所管新營費なる一項の中にABC三ヶ所の營所を新築する經費を若干圓と積りあり、然れども其のABCに對する經費なるとは豫算面に顯はれざるか故にAを廢してDなる他の營所に使用するも可なりと云ふは本條の精神に非ず。所謂豫算に定めたる目的とは議會の協賛を経るに當りて議會に示したる目的と云ふに解せざるへからず、然らざれば協賛は徒空に歸せむ、即ち豫算に添へて議會に提出する各省の豫定經費要求書各目明細書に依りて判然せるものと解すべきなり。

科目を分けて目的を指定し、議會の協賛を受くるは豫算成立の必要條件なり、即ち議會は其の金額と目的とに對して協賛を與ふるものなり、故に豫算を執行するに當りては當初の目的以外に其の金額を使用せざるを原則とす。然れども豫算執行に至ては當初の見積と實際の經費と相違し、甲の目的の爲に宛てたる金額は餘裕あるに反し、乙の目的の爲に宛てたるものは不足する等の場合あり、此の如き場合に於て全く流用を禁ずるは國家の不利なり、何となれば甲の工事は豫算の金額を要せざるに拘らず、剩餘を生せしめざる爲め必要以外に念を入れて金額を使用しなから、乙の工事は不完全のまま一時を彌縫する等のとあるに至るへければなり。是に於て命令權を以て實際に於ては目以下を流用するを默許せり。會計法第十二條の本文に各項の金額を彼此流用すへからずとある故、項までは原則を絕對に守らざるへからず、而して目より以下に至りては假令流用するも之を咎むるの法律なし、故に實際に於て各省大臣の指揮權を以て流用を許し居れり。陸軍省は廿六年改正陸軍省所管經費流用手續あり、他省も大同小異なるへし。茲に流用と目的以外の使用との區別を明にすると必要なり。例へば新營費なる

一項の下にA Bの二目ありと假定し、Aの殘餘を以てBの不足を補ふは流用なり。然れともA Bの一を全廢してCなる營造の爲に使用するは目的違背なり。又A B兩なから完成したる上尙ほ殘餘あるを以てCを營造するも目的違背なり。目的相違の支出は之を改正せざるべからず。

又特に記憶すべきは會計規則第十七條の明文なり、曰「豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用するを許さず」と。豫備金を以て補充し得べき費途とは初より不足を生ずるの傾向ある費途なり、故に流用を許さず、又現に豫備費を以て支辨する費途即ち豫算外の支出は固より特別の必要あるを理由として勅裁を経たるものなれば流用を許さざるなり。

第四節 仕拂豫算計算書及繰越計算書

年度及科目の制並に之に對する種々の變通法を通觀し來たるときは、會計行政は頗る複雑なるものなるを知るべし、即ち單に豫算定額のみを標準として支出を爲すへきに非ずして、各省大臣の職權を以て之を種々に變化し、以て實際の支出を爲すものなり。此等の變化は各省大臣の職權なると同時に其の責任なり、何となれば

は若前二節に述べたる如き條件以外に及ぶときは會計法違反の咎を免れされはなり。是を以て最初の會計規則に於ては各省大臣の支出事務に犯則なからしむる爲豫算に依り直に支出を爲さしめず、豫算及行政の職權内に於て之を及ぼしたる各變更を合して第二の計算書を作り、大藏大臣及會計検査院をして此の計算書に對し監督を行はしむるの制を取りたり、是れ明治廿六年以前の制なり、然るに同年に至り之を改正して第二計算書を大藏大臣に送付せしむるも同大臣は之を検査するの權なく、唯た會計検査院をして德義上の監督を行はしむるに止まるといふなり。

所謂第二の計算書に(甲)支拂豫算計算書(乙)繰越計算書の二種あり、左の如し。

(甲) 仕拂豫算計算書

仕拂豫算計算書に關しては會計規則に左の三條あり。

第十一條「各省大臣は毎年度決定の豫算定額に基き仕拂命令官毎に所要の費額を定め仕拂豫算を調製し大藏大臣及會計検査院に送付すべし」

仕拂豫算の各項の金額を示すべし」

第十二條「仕拂豫算を更定したるときは其計算書を大藏大臣及會計検査院に送付すべし」

第十三條「大藏大臣は仕拂豫算若しくは其の更正書の送付を受けたるときは之を金庫に令送すべし」

此等の規程に依りて發する所の仕拂豫算に載せたる金額中には本豫算面に載せたるものあるべく、或は追加豫算に載せたるものあるべく、或は豫備費を以て支出したるものあるべく、或は憲法第七十條の勅令に依り支出する金額あるべく、或は國庫剩餘金なる名義を以てする憲法違反の支出あるべし、然れども此等は仕拂豫算面に於て區別せず、委任を受けて支出を爲す者は一概に之に依據して支出の事務を執行すべきなり。

仕拂豫算は獨り會計事務の官吏にのみ對して發する訓令なれば、一般官民に公示するの必要なし、故に公布せず。

仕拂豫算には項までの金額を示して目以下に及ばず、然れども豫算の目的は目以下にも涉りて限定したるものにして、若此の目的に違へる支出を爲すときは反則と成るに因り、實際に於ては別に明細仕拂豫算書と稱するものを調製して目以下の金額割付方を訓示せり。

(一)仕拂豫算計算書を發する時期及回数に至りては勅令に明記なきを以て各省の自由に決定するを得る所なりと雖、實際は各省共豫算公布の五日以内に其の年度の全部に涉る仕拂豫算を各官廳に交付する順序を取れり。陸軍省は廿七年陸軍豫算事務而して後に必要あるときは何時にても更正せり之を仕拂豫算書と稱す

(二)各省大臣より一旦大藏大臣へ發送せしむる元來の目的は大藏大臣の検査を受ける爲なりき、然るに明治廿六年の改正に依り検査のとは廢せられたるを以て今日は唯だ大藏大臣か國庫管理者たる廉を以て之に發送するものと解釋するの外なし。實際は大藏省の主計局に於て検査し、不都合あれば忠告すべし、然れども責任は大藏大臣に於て之を分たず。大藏大臣仕拂豫算計算書の送附を受けたるときは國庫管理者として仕拂豫算に相當する金額を準備する義務あり、即ち仕拂豫算に依り仕拂を執行する土地の金庫に向け其の支拂豫算計算書を送致すると同時に所要の金額を中央金庫より同地の金庫に向け發送せしむ。

(三)會計検査院に送付するは支出を執行する前に違法を制止するの機會を得せしめむか爲なり、然れども會計検査院の職制に於て其の明文なし。既に支出したる

以上は駟馬も及はず、故に會計の監督を嚴重にせむと欲せば支出以前に於て監督するの途を開かざるへからず、是れ合衆國の取る所の主義なり、然れとも支出以前の監督は行政の自由を束縛する上より反對多し、故に正當の職權として明文を立てず、唯た犯則あるを發見したるとき好意を以て忠告するの機會を存せしむるに過ぎず。忠告を受けたる大臣若其の忠告を容るゝときは則ち仕拂豫算計算書を変更すへし、是れ彼の權利なり、義務に非ず。此の點に於て現行會計規則は極めて不完全のものなり。

(乙) 繰越計算書

仕拂豫算計算書は當年度内に向て發するものにして、年度經過以後は其の用無し、然るに實際に於ては(一)豫算明記の場合、(二)事故遅延工事製造の場合、及(三)繼續費の場合に於て年度繰越を許すと前章に述べたる如し。故に是等の場合に於て國務大臣は如何なる裁裁にて支出を命するやと云ふに、會計規則に於て之か爲に別に繰越計算書の制を設けたり、是れ自ら一種の支出訓令なり、左の如し。

第五十七條 各省大臣會計法第廿一條(豫算明記の繰越及事故遅延及第廿二條(總費)に依

り定額を翌年度に繰越さんとするときは年度經過後二箇月以内に繰越計算書を作り、大蔵大臣の承認を経へし。

本條繰越計算書は歳出豫算の區分に從ひ調製し左の事項を示すべし。

第一 繰越を要する項の定額、

第二 右定額に對し年度内に仕拂命令済となりたる額及第四十四條に據り翌年度六月三十日までに仕拂命令を發すへき額、

第三 右定額に對し仕拂命令を發すへき額即ち翌年度に繰越を要する額、

第四 右定額中全く不用に歸し決算に於て取消すへき額、

第五十八條 會計法第廿一條に據り年度内に其の經費の支出を終らざりし金額を翌年度に繰越さんとする時は其繰越さんとする金額の計算書に各事件毎に竣工遅延の理由を示し、又附頁にて爲さしむる工事若くは製造なれば竣工遅延の事由の外に請負人職業住所氏名を示し、契約書の寫を添へし。

第五十九條 大蔵大臣各省定額の繰越を承認したるときは之を會計検査院に通知すへし。されは此の場合に於ける大蔵大臣の監督權は完全なりと謂つへし。

(註) 過年度支出に關しては別に監督法を設けず、大蔵大臣の認可をすら必要とせざるが故に別に第二の計算書を發せしめず、第一豫備費を以て補充する場合は其の豫備費の計算中に含蓄するものとし、現年度の定額中より支出する場合は現年度の仕拂豫算計算書中に包含するものとせり、此の如きは制度の上にて其の宜しきを得たるものと謂ふへか

らす、年度の制は之か爲に有名無實に歸するの虞あり。

第六章 支出事務

第一節 支出事務及仕拂事務

前二章に於ては憲法上及法令上より各省大臣の經費使用を監督するの制度を述べたり。此の監督は各省大臣より其の所轄諸部に向て仕拂豫算計算書及繰越計算書を發送する際に於て行はるべきものにして、此の二のものは之を行政の行爲としては即ち上級官廳より下級官廳に向て發する所の訓令なり。故に下級官廳に於て其の送附を受けたる時は則ち之に依り會計行政の處分を爲すの手續に及はさるへからず。此の處分は仕拂豫算計算書及繰越計算書の範圍内に於て國家の債權者に向て債務を履行するより成れるものにして、此の履行事務に關しては亦別に監督の法なかるへからず。

處分は準則行政の普通の場合に於て權利行爲たると同様に會計行政に於ても亦然りとす、即ち國家の債權者たる者に向て、汝は國家に向て若干の債權ありと告知するに終り、此の債權告知に照して之に現金を支給するは既にして執行に屬し、處分に非ず。

然り而して普通の準則行政に於ては處分と執行と同一人に於て爲すことあり、例へば警察官は自ら禁令を發して自ら之を執行するか如きこと間々ありと雖、會計行政には決して此の事なく、債權を告知するは法律行爲にして現金を支拂ふは事實行爲なれば全く此の兩者を分別し必ず其の人を異にするを以て根本の原則とす。前者を支出と云ひ、後者を仕拂と云ふ、即ち會計法第二十九條に於て、仕拂命令の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得すとあるは會計法全條の編制に涉りて最も重要な規定なり。今此の分擔を爲すの理由は少なくとも左の三あり。

(一)責任の系統を異にす。支出を爲すは行政の準則と上級官廳の訓令とに依り事務を處決するの行爲なれば行政法上の責任あり、仕拂を爲すは他人の爲したる處分を執行するものなれば行政法上の責任なく、唯だ計算上の責任あるのみ。

(二)濫用を防止す。支出を爲す者をして同時に仕拂を行ふの職權を有せしむるときは濫用を行ひ易し、故に其の人を異にして互に相箝制せしむるに如かず、因て之を分離して私曲を豫防す。

(三)現金取扱を精確にす。現金取扱は自ら一種の専門事業なり、之を普通の官吏に

擔當せしむるときは或は紙幣の勘定を誤り、或は其の贋造を見分ること能はざる等より國庫に損失を來たすこと多し。

第二節 支出事務の委任

前章に所謂第二の計算書仕拂豫算計算書及繰越計算書定まりたるるとき之に依り國家の債權者に向て債權を告知するを仕拂命令と云ふ。國法の理論上より言へば仕拂命令は獨り國務大臣のみ之を發するの權利を有すべきものなり、其の故は他無し、支出は必ず憲法上の監督條件に悖らざる責任あり、此の責任は各省大臣の國務大臣として負ふ所なればなり。尙ほ又會計法第十五條に、國務大臣は政府に對し正當なる債主又は其の代理人に非されは仕拂命令を發するを得すとあり。然れとも實際に於て行政の全部に涉りて國務大臣自ら支出事務を行ふは不便多し、故に自己の主宰する一省の外の支出事務は仕拂豫算及繰越計算書を以て範圍を限りて之を他の官廳に委任するの制を設けたり、即ち會計法中に左の二條あり。

第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲に國庫に向て仕拂命令を發すべし、但し別定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

と云へる是れなり、仕拂命令委任の手續は二十二年七月勅令第八十九號を以て左の如く定められたり、曰

第一條「各省大臣は他の官吏に委任して其の所管定額の仕拂命令を發せしむるときは會計規則第十一條に據り仕拂豫算額を定めて之を委任すへし」

第二條「委任を受けたる仕拂命令官は其の發したる仕拂命令に付き責任を有す」

此の條に依り仕拂命令を發するの權を委任せられたる官吏を仕拂命令官といふ、即ち茲に仕拂命令官の(イ)委任の範圍と(ロ)責任の關係とを明にすること必要なり。

(一)委任の範圍

委任の範圍に關しては是れ此の一部の經費を使用する權を委任するものなるか或は唯た仕拂命令を發する權のみを委任するものなるかを明にせざるへからず、實際に於ては一部の經費使用權を有する官吏に仕拂命令權を委任するを便宜とす故に多くの場合に於ては兩權混同して分別し難し。然れとも法令に於て必ずしも此の方法を取るべきの明文あるにあらず、或る場合には態さと兩權を分任して相箝制せしむることあり、例へば陸軍に於て仕拂命令官、歳入監督者、下検査官所

管區分表二十三年陸第六二號に定むる所の如し。

(註)仕拂命令を發行するの權のみを委任せられたる場合に於ては經費使用權を有する者より請求を受けたるとき必ず之を發行せざるへからず、其の違法と認むるものに對しては意見を述べるときを得へきも發行を拒むことを得ず。此の場合に於て會計法第十五條(假渡を禁ず)及會計規則第三十二條の責任は道理上其の命令を發せしめたる者(例へば師團長)に在りて仕拂命令官には在らざる筈なれども現行法に於ては此の區別を爲さず、孰れの場合に於ても責任は仕拂命令官に在りとせり。

(二)責任の關係

「委任を受けたる仕拂命令官は其發したる仕拂命令に付責任を有す」と云へるに關しては行政法上の責任と司法上の責任とを區別すへし。(イ)行政法上の責任とは支出に關せる會計法規に違背せざるの責任なり。果して違背したる場合には會計検査院に於て決算検査の上當該官吏に審理書を發して答辯又は正誤を爲さしめ、不充分なるときは再三審理書を發し、結局正常ならずと認定したるときは本屬長官に通牒すへく會計検査院事務令第三條其の不法行為にして矯正の途あるものは之を實行せしむへし、例へば不當の仕拂命令に依り過拂誤拂を爲したる場合

は其の金額を返納せしめ科目違ひの仕拂を爲したる場合は金庫に通知して正當の科目に繰替へしむるか如し。而して會計検査院の通牒に因り懲戒すると否とは本屬長官の見込に依る。(ロ)司法上の責任に民法上の責任と刑法上の責任とあり民法上に於ては仕拂命令官をして其の發行したる命令の不當なるに因り國庫に來たしたる損失を賠償せしむるの明文なし故に其の義務なし。會計検査院検査の成績に因り犯罪の嫌疑あるときは本屬長官に於て普通裁判所に告發す。

第三節 仕拂命令の準則及其の變通法

會計行政に於ける監督條件は各省大臣に於て仕拂豫算計算書及繰越計算書を編制するとき既に之を遵奉したる所なれば仕拂命令官は唯た此等の計算書に準據して仕拂命令を發すべく其れが爲更に原則を反覆するの必要なき道理なれども仕拂豫算及繰越計算書に於ては各一個の債權者に向てする支出事務までも明示せず目より以下に立入りて如何の目的の爲何年度の經費中より何程の金圓を支出すべきやを決定することは之を仕拂命令官の判斷に委任したり。是に於て仕拂豫算及繰越計算書は合法に編制したるに拘らず仕拂命令官は其の判斷を誤り

て或は年度違ひ、目的違ひ、計算違ひの仕拂命令を發せざるを期し難し故に會計規則第三十二條に於て仕拂命令の爲に二三新奇の準則を掲げたる外に會計行政上の處分に對する原則を反覆したり左の如し。

會計規則第三十二條仕拂命令官は總て仕拂命令を發する前其經費は正當にして必要なるやを調査し該經費の金額を算定し又該經費は仕拂豫算額に超過することなきや、支出科目及所屬年度を誤ることなきや、該經費は豫算を以て定められたる目的に違ふことなきやを調査すべし。

今會計法第十五條と會計規則第三十二條とを通過して仕拂命令官の守るべき準則を分解するとき左の如し。

- (一)正當なる債主又は其の代理人に向け發すべき事誤渡なかるべき事
- (二)正當にして必要な事(不法ならざる事)
- (三)金額を算定する事(過渡なかるべき事)
- (四)仕拂豫算に超過せざる事(豫算超過なかるべき事)
- (五)支出科目を誤らざる事(科目違ひなかるべき事)
- (六)所屬年度を誤らざる事(年度違ひなかるべき事)

(七)豫算を以て定めたる目的に違はざる事(目的違ひなかるべき事)

以上は仕拂命令に關する一般の原則なり、然るに前に述べたる年度及科目の制に關し既に各省大臣の支出權使用上に一定の變則を許すの條件を立てたる如く、今又格段なる國家の債權者に對し債務を履行する上に就きても嚴密に上示の原則を守らしむるは實際の不便多きを以て前に年度及科目の制に對して變則を許したるの精神を以て推し、會計規則及其他の勅令を以て以上仕拂命令に關し立てたる準則に違ふことを許すの範圍を指定したり、左の如し。

(一)現金前渡の制

仕拂命令は政府に對する正當の債主又は其の代理人に對しての外之を發せざるを原則とす、然れども或は債主一定せず、或は陸海軍の如く敏速自在を要するとき、或は外國に於ての如く金庫の備へなく、或は山間僻地にして金庫あるも送金の手續困難なる場合、又は支出を要する官廳と之か爲に資金を備へある金庫との聯絡を付け難き等の特別の事情ある場合は、此の原則を守り難きか故に會計法第十五條の第一項を以て右の原則を定むると同時に直に其の第二項を以て場合を限定

して變則を設け、所謂現金前渡の仕拂命令を發するとを許したり、即ち左の諸項の經費に限り國務大臣は主任の官吏に委任し、又は政府の命したる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡の支拂命令を發するとを得。

(一)國債の元利拂、(二)軍隊軍糧及官船に屬する經費、(三)在外各縣の經費、(四)前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費、(五)運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費、(六)縣中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓に満たざるもの、(七)邊處の一定せざる事務所の經費、(八)各廳に於て直接に従事する工事の經費、但し一主任官に付三千圓までを限る。

又明治三十四年四月法律第十五號を以て、北海道鐵道部の支部局及派出工場に於て仕拂を爲す經費は主任の官吏に委任して仕拂を爲さしむる爲現金の前渡を爲すとを得と定められたり。

(二)年度開始現金支出の制

特に軍隊艦隊及官船に屬する經費に關しては、二十二年勅令第九十五號、會計年度開始前現金支出規則を以て左の通定めたり、廿三年勅令第二

第一條、各省大臣は會計法第十五條第二項に依り現金前渡を爲すに當り、該年度の未だ開始せざるときは其前渡を要する經費を算定し、其計算書を作り、大臣及會計検査院に

送附すへし。

四九六

第二條大藏大臣前條計算書の送付を受けたるときは之を金庫に令送すへし。

今此の變則を許すへしと断定したる所以を察するに豫算に於て既に通過したる支出のとなれば形式に拘泥して年度開始の日を俟つの不利不便を忍むよりも繰上げて支出すると法律違反に非すと認めたる次第なるへし。或る一項の支出に付既に議會の決議を経たる以上は未だ各項に涉りて所謂歳出の決議を爲さる前に出納局エキスチエナルに於て現金を支出すると英國の實際に其の例あり。

(三)整理期間の制

一年度内の會計事務を其の年度内に結了するは難し是を以て會計法第一條を以て事務完結期間を翌年度十一月三十日と定め之より四ヶ月前即ち七月三十一日を以て金庫の出納期間とし其れより更に一箇月前即ち六月三十日までを支拂命令發行期間としたり。

(四)前金渡及概算渡の制

會計法第十五條に「正當なる債主と云へるは其の債權の確定せるものを指すと見

て可なるへく債權の未だ完結せざるものに對して支出を爲さるるを原則とすへきは勿論なり然るに此の原則も亦或る場合には之を守り難き特別の事情あるを以て會計法は法律勅令に依り其の變則を許したるものに限る、今後も之を許すの制を取れり、即ち第二十三條の但書に曰

「但し法律勅令に依り前金渡、概算渡、繰替拂を爲したる場合に於ける返納金は各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝことを得」と。

右の中繰替拂と云へるは仕拂命令に關係なき別事に屬す。又軍艦の製造と兵器彈藥の買入とに限り直に會計法第二十五條を以て前金渡を爲すとを許したり。前金渡と概算拂との差は金額の豫定し得べきと否とに在り、即ち金額は確定すれと債權完結せざるものを前金渡と云ひ、金額債權ともに未定なるものを概算渡とするなり。

勅令を以て前金渡を許したる場合は左の如し

(一)海外留學生學資金及諸手當第二百二十一年十一月勅令

(二)在外公使館經費中租稅區費、其他雜費、公使館借料第三十三號三月勅令

(三)陸軍武官外國駐在手當馬飼料令第十九年四月八號

(四)海軍々人軍屬旅費令四十一年三月號

(五)艦船の乗員俸給及糧食料令二十三年七月號

(六)在外海軍用地租稅令二十四年三月號

(七)海軍將校生徒及機關生徒手當金令二十九年三月號

法律勅令を以て概算渡を許したる場合は左の如し。

(一)内外出張旅費令二十二年十一月號

(二)府縣稅又は地方稅の補助として國庫より支出する府縣警察費連帶支辨金府

縣傳染病豫防費蠶種検査費國庫補助金及北海道沖繩縣に於ける區町村間切

傳染病豫防費國庫補助金同上條

以上二種の支出に關し債權も金額も確定したるときは精算して仕拂命令を發し尙ほ不足あれば追求せしめ若過剩あれば拂戻さしむ。拂戻の方法に二あり即ち六月三十日以前なれば再ひ同年度内に於て其の殘餘を他の途に支出するとを得べきを以て所屬の定額に戻入の手續を爲し六月三十日以後なれば歳入 拂込ま

しむ會計規則第六十三條乃至第五條及明治二十二年十二月大藏省令第十六號に規定する所是れなり。

第四節 支拂命令の種類及發行手續

支拂命令は左の四種とし各其の發行手續を異にす。

(一)現金前渡の仕拂命令

是れ會計法に依り出納官吏又は銀行に現金前渡を受けしむる場合に發行するもの會計規則第四十二條に依り國債の元利拂のみ銀行に委任し其の他は主任の官吏に委任す。此の種の仕拂命令にはイ前渡を受くる官吏の資格ロ同官吏の氏名又は銀行ハ金額ニ支出科目ホ年度及番號を記入す。

(二)普通の仕拂命令

是れ國家の債權者たる一個人又は法人の爲に發行する所にして國庫(即ち金庫)に宛てたりと雖之を其の債主又は代理人に交付し同時に金庫に向て案内仕拂命令を發す。金庫は本書と案内書とを對照の上持參人に現金を交付し受領證を徴す。

(三)集合仕拂命令

是れ數人の債權者に對し同時に支出すへき費目の同一科目に屬する場合に於て發行する所にして聯合して一枚に調製し之に各債權者の金額氏名表を添へ直に倉庫に向て發送し各債權者には通知書を發し此の通知書を金庫に提出し之に受領の旨を記入せしめて現金を交付す。

(四) 依託金庫所在地外に於て仕拂を要する場合の仕拂命令
仕拂命令は仕拂命令官所在地の金庫に向て發するを常例とす何となれば獨り此の金庫(即ち依託金庫)に限り仕拂豫算計算書の通達を受け居ればなり然れとも請取人他地方に在る場合に於ては此の例に依り難きを以て此の場合には直に命令官所在地の金庫に向て仕拂命令を發し請取人には通知書を發し請取人所在地の金庫をして振替拂を爲さしむ。

第五節 仕拂命令の効力確定及支出整理

現金前渡の仕拂命令は一旦本人に交付したる後も取消又は訂正するの途あり。通常の仕拂命令は債權者又は其の代理人に交付したるとき効力確定し其の後は之を取消すの途なし故に過拂誤拂を發見したる場合は更に返納せしめて其の年

の歳入に組込まざるへからず(但し既に案内仕拂命令を發したるも未だ仕拂命令を發せざりし場合は其の月の廿八日(二月十二月は廿六日)前に其の案内を取消すを得るの規程あり)。

集合仕拂命令及依託金庫所在地外に於て仕拂を要する場合の仕拂命令は金庫に向て發送するを以て未だ拂出さざる前に誤拂過拂を發見したるときは一定の矯正手續あり即ち請取人に通知書を出し換へ金庫をして正當の金額を正當の債權者に仕拂はしめ殘額^{過拂}の戻金^{誤拂}のは之を當年の歳出に組込ましむる是れなり。
二十三年大藏省令第二七號

仕拂命令官は會計検査院に證明の爲毎月支出の計算書を調製し證憑書類を添へ翌月十五日までに其の主管大臣に送付し主管大臣より會計検査院に送附す但し特に監督の任ある官吏若くは主管大臣より委任を受けたる官吏は直に會計検査院に送附するを得へし。
會計規則 第五二條

國庫は各年度の仕拂命令にして翌年七月三十一日までに仕拂の請求なき仕拂命令濟金額に相當する資金を次年度の歳入に組入れず遞次繰越整理す而して其の

仕拂命令を發行したる年度經過後滿五年内に仕拂の請求なきときは政府は負債の義務を免れたるものとして斯く期滿免除と成りたる年度の歳入に組込む。計會規則第四七條及四八條

第七章 仕拂事務

第一節 金庫の編制

國庫は國家の財産上の權利義務を總括代表する法人にして國家一切の收入は一且之を國庫に收め一切の支出は之を國庫より支拂へり。

國庫は無形の法律關係にして有形の機關に非ず、國庫に屬する現金を出納保管する所を金庫とす。

金庫は大藏大臣之を管理し其の帳簿の種類、規程及現金出納の順序を定む。金庫は全國に向て一個を置くのみなり、然れとも事務上の便宜の爲に中本支に分派し、東京に中央金庫を置き、地方に本金庫及支金庫を置く。本金庫支金庫の位置並其の管轄區域は大藏大臣之を指定す。中央金庫は各地の本金庫を統括し、各地の本金庫は所屬の支金庫を統括す。本金庫を置かざる地方の支金庫は中央金庫之を直轄す。

會計法第三十一條に「政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずるとを得とあり日本銀行條例第十三條に「政府の都合に依り日本銀行をして國庫金の取扱に従事せし

むへし」とあるに依り金庫の現金出納及保管事務は日本銀行をして之を取扱はしむ。即ち日本銀行の東京本店に中央金庫を置き、各地方の支店出張店又は代理店に本金庫支金庫を置く、其の代理店と云へるは他の銀行をして代理せしむるものなれば大藏大臣の認可を要す。日本銀行總裁は會計規則第百十一條に所謂金庫出納役にして、支店長、出張店長、代理店長は其の代理者なり。

第二節 現金拂渡の準則

仕拂命令を發するは會計行政の處分にして權利行爲なり、而して之を執行するの作用は國家の債權者に向て現金の拂渡するに在り、此の事務は金庫出納役の管理する所にして會計法には之に關し、唯た一の原則を掲ぐるのみ、即ち第十四條に曰「國庫は法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すとを得ず」と。此の規則は絶對にして如何なる變則をも認めず。此の外に會計規則及金庫出納事務規則を以て種々の準則を設けたり、其の要點左の如し。

(一) 金庫年度

金庫も亦國家の會計年度に依り其の收支を整理す、即ち毎年四月一日より起り翌年三月三十一日に終り、七月三十一日までを仕拂期間とし、後四個月を整理期間とす。六月三十日以前に於て既に支出の命令を發したるものは假令仕拂命令に對して未だ現金を拂渡さるも仕拂命令濟額として其の金額を別に保管す、故に支出帳簿面は仕拂ひを結了したるも同然なり。

(二) 出納時間

金庫の出納事務は大藏大臣の指定する開庫時間内に於て之を行ふものとす、然れども各官廳の請求に依り至急の仕拂を要するとき又は納期に際し領收金額溢するときは此の限に在らず。

(三) 印鑑照較

金庫は仕拂上の照較に供するため各廳より直接に出納に關係ある官吏の印鑑送付を受け並に各官廳へ金庫の印鑑を送りおくなり。

(四) 支出簿記入

金庫は仕拂命令に依り仕拂を爲すに非ず、國務大臣より送致の仕拂豫算、及其の更定計算書と繰越計算書とに依りて仕拂を爲すなり、是れ要點なり。假令仕拂命令を以て仕拂を要求するものあるも以上四種の令達に漏れたる者に對しては仕拂を爲すへきに非ず。是を以て金庫に於ては其の所管仕拂事務に付支出簿なるものを備へ、以上四種の命令を受けたるときは之を登記し、之に對する現金を準備し、而して後仕拂命令に對し仕拂を開始す。

(五)現金交付

仕拂命令官より案内仕拂命令、集合仕拂命令、若は金庫所在地外に於て仕拂を要すへき裏書ある仕拂命令の送附を受けたるときは第一に該命令の様式に違ふと無きやを調査し、第二に該命令の金額を支出簿仕拂豫算の殘額と照合せ又其の各頂の金額に超過すると無きやを調査す。又集合仕拂命令に在りては其の表額は該命令に添附したる各債權者の金額氏名表の金額と違ふと無きやを調査す。以上の調査を爲して正當の仕拂命令と認めたるときは仕拂の準備を爲す、若不正當と認めたるるときは又は仕拂命令汚損して要部を認め難きときは其の事由を具し直に

之を當該仕拂命令官に返付す其の上尙ほ仕拂命令官に於て仕拂を要求するときは事由を具し大藏大臣の指揮を受く。

普通の仕拂命令を持參し仕拂を請ふ者あるときは案内仕拂命令に對查して其の金額を交附し、仕拂命令及案内仕拂命令に年月日現金交付濟の旨を記載す。集合仕拂命令に對し仕拂命令官の通知書を持參し仕拂を請ふ者あるときは之を金額氏名表に對查し該通知書に領收の旨裏書を爲さしめ其の金額を交付し、金額氏名表に現金交付濟の旨を記入す。金庫所在地外に於て仕拂を爲すへき裏書ある仕拂命令を受けたるときは依託金庫は債權者所在地の金庫へ向け普通の順序に依り拂出し、債權者該金庫に付仕拂を求むるときは仕拂命令官より該債權者に送りたる通知書に領收の旨裏書を爲さしめて現金と引換へ、其の通知書を依託金庫に送付す。但し在外國受取人への送金及電信爲替を以て送金する場合には受取人をして適宜の領收證書を差出さしむるを得。

(六)定額戻入

金庫支拂命令官より定額戻入の通知書を受けたるときは之を受領しおき、追て返

納人より返納告知書を添へ現金の納附ありたるときは之に對査して現金を領收し、返納人に制規の額收證を交付し、仕拂命令官に領收済の通知書を發し、返納告知書は其の金庫に留め置く。

(七)憑證書類保存

金庫は規定の憑證書を(一)年度(二)主管廳(三)仕拂命令官毎に區分し一箇月分を取廻め合計書を調製し帳簿上の仕拂額と對照の上中央金庫に於て保存す。

第三節 金庫出納役の責任

金庫出納役は其の保管出納する現金に付責任を有すると事實に於て明瞭なりと雖、金庫事務を日本銀行に委任する場合に該銀行をして其の責に任せしむるの法文は備はらず、夫の會計法は一言の之に及ぶものなく、會計規則に至りても亦然り而して獨り勅令たる金庫規則の第十二條に「日本銀行は中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納に付政府に對し一切の責任を有すとあるのみ。

今此の責任の性質を推究せむと欲せば先づ國庫と金庫出納役との關係を明らかにせざるべからず、此の關係よりして推すときは其の責任は民法上の責任に非す

して、行政上の責任の一部分なるとを知るに足らむ、即ち合意契約に依らず、國家の全權を以て現金支拂の事務に關し準則を設け、金庫出納役をして之に違はざるの責に任せしむるものなり。

金庫出納役は實際に於て日本銀行總裁なり、然れとも必ずしも然るに非ず、別に官吏を任命するとも想像し得べきの場合なり。

日本銀行をして國庫金を取扱はしむる場合に就ては會計規則第一百一條に「國庫金の取扱を日本銀行に命したる場合に於ては日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌るべし」とあると前述の如し。是を以て金庫と日本銀行との關係は民法に屬する契約の關係に非ずして公法に屬する勤務關係なりと見るべく、其の結果として國庫金取扱の事務は國庫(即ち之を管理する大藏大臣)と日本銀行との自由合意を以て之を決定せず、大藏大臣之を專決し、日本銀行をして遵奉せしむ其の關係は一般官吏の行政事務に對する關係と異なると無し、唯た其の一般官吏と異なる所は自己の單獨意志を以て行動するものに非ずして日本銀行なる法人を代表し其の意志に依り行動するに在るのみ。

超過の仕拂を爲したりとせむか、其の責任の本體は固より仕拂命令官に在りと雖、金庫も亦其の不注意の責に任すへき理なり、然るに日本銀行總裁に關しては其の懲戒を司るの本屬長官なるものなし。又若金庫の不注意に因り偽造の仕拂命令に欺かれて仕拂を爲したる場合は如何。

此等の場合に對して日本銀行は行政法上より辨償の義務あり、日本銀行條例の一條を以て國庫金の取扱を命せらるゝとあるへきを條件として設立を許可せられたるものなれば、果して其の取扱を命せられ其の結果として現金保管及出納の責に任せしめられたるときは固より其の義務を完ふせざるへからざるものとす。現今に於ては此の説明法より外に日本銀行をして現金缺損の責に任せしむへき所以のものなし。

第五節 國庫金出納上一時貸借

明治廿七年法律第十六號に依り政府は國庫金出納上會計年度間除裕あるときは相當の利子を付して之を當坐預又は定期預として日本銀行に預け入るゝとを得へく、又一時不足を生ずるときは相當の利子を附し日本銀行より借入を爲すとを

得其の金額は大藏省證券發行額と合せて當該年度に對し議會の協贊を経て定めたる大藏省證券發行最高額を超越するとを得ず。此の制度を設けられたるは日本銀行の銀行としての營業と金庫取扱事務との全く別物たるより起る結果にして現行の制度は大體の法理に錯誤なきを證するものなり。

第八章 現金前渡の制度

第一節 現金前渡の性質

支拂事務は總へて國庫をして之を行はしむるを原則とし、各官廳より直接に國家の債權者に向て仕拂を爲すとなからしむるため會計法第四條を以て殊さら各官廳に於て法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有するを禁したり。然れとも特別の事情ある場合に於ては此の原則を守り難きに因り、先づ現金前渡の仕拂命令を以て現金を各官廳の官吏の手許まで取出し、此の現金を以て直に仕拂を爲すとを許せると前述の如し、是れ特別の制度なれば特別の研究を要す。茲に現金前渡の法律上の性質を分解するを要す。前金前渡は獨り仕拂事務の委任に非ずして又支出事務の委任なり、即ち現金前渡の官吏は其の現金と、もに之を出すへきと否とを決定するの職權を委任せらるゝものなり、是に於て一般に仕拂命令の守るへき原則を現金前渡の官吏も亦守らざるへからず、之に違ふときは不法仕拂の責に任すへきものとす。

(註)陸海軍の會計事務に於ては他の行政事務に比して現金前渡の範圍非常に濶大なり、故

に其の關係を明にするに一層重要なり。

第二節 現金前渡の準則

會計法及會計規則に於て現金前渡の官吏に關し準則を定めたる要點左の如し。

(一)現金前渡を受くる者は判任官以上たるへき事

現金前渡制度の根本たる會計法第十五條第二項に於て主任の官吏に委任し、中て現金仕拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發するとを得と云へるは其の官吏をして出納官吏の責任を取らしめざるを得されはなり、故に各省の雇員、陸海軍の上等兵、府縣の巡查等を以て現金前渡を受くるの官吏と爲すは違法の行爲なり。

(註)三十年法律第十三號「戰時又は事變に際し召集する陸軍軍人及兵役義務者及其引卒者に支給すへき旅費召集諸費の件」に於て市長、村長、市の區長並に戸長及之に準すへき者に現金仕拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發するとを許したり。

(二)一時に多額の現金を前渡せざる事

成るべく多額の現金を一時に前渡せざる爲め會計規則第三十九條第四十條に左

の規定を設けたり。

第一、當時の費用に係るものは毎一個月分の費額を豫定して仕拂命令を發すべし、但し在外各廳の經費、外國に於て仕拂を爲す經費、運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費、其他仕拂場所の一定せざる經費は事務の必要に由り二個月以上六ヶ月分まで合せて仕拂命令を發することを得。

第二、隨時の費用に係るものは所要の費額を豫定して事務上差支なき限りは成るべく分割して仕拂命令を發すべし。

第三、各廳に於て直接に従事する工事の經費は大小に依り其の所要を量り三千圓以内に於て仕拂命令を發すべし。

又一旦前渡命令を發したる後同一の主任官吏に向て更に仕拂命令を發するを得るは左の場合に限る。

第一、前に發したる仕拂命令の全額三分の二以上の仕拂済證明ありたるとき、但し此の場合に於ては更に發する仕拂命令の全額と前に發したる仕拂命令の仕拂済證明未済の金額を合して三千圓を越ゆるを得ず。

第二、前に發したる仕拂命令の金額三千圓未満にして更に發する仕拂命令の金額と合して三千圓を越るとき。

(三)現金を委託せしむる事二十二年十月大藏省令第十號出納官吏現金取扱規則

現金前渡の官吏前渡を受けたるとき、其の所在地に金庫あれば其の保管を該金庫に委託する義務あり、之を義務委託と云ふ、金庫なき場合は隨意保管の規程に依るべきものとす。

(イ)義務委託は金庫に現金を拂込み、金庫は保管證書を作り之に保管金引出切符用紙を添へて現金引換に出納官吏に交付するものとす、出納官吏は現金を引出さむとするとき此の用紙を以て債權者に交付し別に金庫に案内引出切符を送りて金庫より債權者に現金を仕拂はしむ。陸海軍除費にして現金仕拂を要する場合及應中雜費工事費にして小口の現金仕拂を要する場合は金庫所在地に在りても所要の金額を限り、隨意保管の法に依るとを得、其の額は仕拂命令官之を定む。

(ロ)隨意保管は堅牢なる函を備へ之に現金及帳簿を藏置す。二人以上共同責任を以て現金を保管する場合に於ては二個以上の鎖鑰を有する堅牢の函を備へ各一個の鎖鑰を分管す。此の方法を行ひ難き事情あるときは自己の責任を以て確實なる銀行又は身代確實なる一人に委託するを得。現金を携帶して旅行する場合は便宜保管法を定む。官金は常に之を私金と分置すべし、然れとも他の公金

と同一函内に置くは妨げなし。

第三節 現金前渡の官吏の責任

現金前渡を受けたる官吏は出納官吏をして會計法第二十六條に依り其の現金に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受けざるべからず。是に於て此の責任の性質及範圍を研究するの必要を生ず。

現金前渡を受けたる官吏の責任は金庫出納役の責任と重要なる一點に於て異なり、即ち後者は他人の發したる仕拂命令に依り仕拂を爲すに止まると雖前者は前渡を受けたる金額の範圍内に於て自ら支出を決定するの權と仕拂を實行するの權とを併せて委任せられたるものなると是れなり。是を以て現金前渡の官吏の責任は二重となる、曰(一)支出に關する行政法上の責任及(二)仕拂に關する辨償義務是れなり。

(一)行政法上の責任

現金前渡の官吏は其の現金を支出する上に付會計行政の準則に違はざるの責任あり、之か爲に備へられたる監督機關は會計検査院にして其の制裁は懲罰なり。

(二)辨償の義務

辨償の義務は現金前渡の官吏の仕拂執行に因り國家に損害を負はしめたるに對する責任にして、會計法規に違ひたるの責任と區別すべきものなり。此の責任を盡さしむる上に就きては國家の損失か仕拂事務の會計法規に違反したるに因ると過失怠慢に因ると惡意に因るとを問ふと無し、此の責任を完ふせしむる爲の監督機關も亦會計検査院にして其の制裁は辨償なり。

以上の外に刑法上の責任は固より前金前渡の官吏にも之れあり、即ち官金費消看守盜等の場合に該當するものは是れなり、然りと雖是れ其の一般官吏として負ふ所の責任にして會計制度に關係なし。大藏大臣又は所轄大臣に於て検査の際罪狀を發見したるときは告發するの義務あり、是れ訴訟法より起る義務にして會計法の命する所に非ず。會計検査院は有罪の支出に對しても單に不法仕拂の判決を下せり。

第四節 現金前渡官吏の監督

現金前渡の官吏をして前節に述べたる二種の責任を完ふせしむる爲に設けたる監

督法の要點左の如し。

(一) 仕拂命令官の下検査

現金前渡を受けたる官吏は會計検査院の検査判決を受くる爲各省大臣の定むる所に依り毎月一回若くは數回經費支拂の計算書を調製し證憑書類を添へ仕拂命令官に送付し仕拂命令官は其の下検査を執行し下検査書を添へ之を會計検査院に送付するを法とす但し行軍費航海費の如きは行軍若は航海の終りたるとき此の手續を爲すは可なり會計規則第九條 出納官吏計算書及證憑書の提出を怠り又は様式を守らざるときは會計検査院は本屬長官に移牒して懲戒處分を要求するの權あり會計検査院法第二十二條 計算書は一旦提出したるときは修正變更するを許さず。右下検査を爲すに當りて若違法の仕拂あるを發見したるときは成るべく直に之を矯正せしむ其の方法は年度違ひの場合科目違ひの場合目的違ひの場合過拂誤拂の場合等に於て相同しからず。

(二) 會計検査院の判決

會計検査院は出納官吏の計算書及證憑書類を検査し正當なりと判決したるとき

は該官に對し認可狀を交付し其の責任を解除す若必要なる場合に於ては審理書を發して之を推問し辯明又は正誤を爲さしめ尙ほ正當ならずと判決したるときは本屬長官に移牒して處分を爲さしむ會計検査院法第二十二條 此の要求に對する本屬長官の處分適當ならずと認むるときは其の由を行務成績書に載せ上奏す。

出納官吏は會計検査院の判決に對し五個年以内に於て再審を請求すると得其の請求を許す場合は左の如し會計検査院事務章程第四十三條

第一、計算又は事實に錯誤ありとするとき。

第二、脱漏又は二重記載ありとするとき。

第三、新に證憑書を發見したるとき。

第四、正當ならざる證憑書に依り判決したりとするとき。

第五、判決を以て法律命令に違反せりとするとき。

會計検査院は各官廳中一部に屬する計算の検査及責任解除を其の廳に委託し該廳をして其の検査の成績を會計検査院に報告せしむるとを得但し委託の後と雖時宜に依り其の所管の官廳をして計算書を送付せしめ自ら其の検査を行ふとを得し。

(三) 辨償の義務

現金前渡の官吏は豫め身元保證金を納めおき不法の仕拂を爲したるに因り國庫に損失を及ぼしたるとき會計法第二十六條に依り辨償の義務を負はさるへからず、即ち會計検査院の判決に依り辨償を命せられたるときは保證金の全額又は一部分を以て國家に呈供し其の損失を填補する義務あり。此の義務は天皇の恩赦に依るの外本屬長官之を減免するを得ず會計検査院法第二十一條

各省大臣は所屬出納官吏の行爲に依り政府の損失を生したりと認むる場合に於ては會計検査院の判決以前と雖其の出納官吏に向て辨償を命ずるとを得、然れども關係の出納官吏に於て責任を免るへき理由ありと信ずるときは計算書を作り證據書類を添へ本屬大臣を經由して之を會計検査院に送附し其の判決を求むるを得へし、但し判決請願中と雖損失金の辨償を猶豫せず會計規則第八十八條水火盜難其の他の事故に依り保管現金を紛失したるときは其の保管上紛失を避け得へからざりし事實を會計検査院に向て證明するを得たる場合に限り辨償を免るものとす、是れ特別法なり。但し會計法第二十七條の證明の字に注意すへし、是れ上

官又は立會官吏等の立證を必要とするものにして、單に自己の心證のみを採ると無し。

茲に辨償義務の性質を國法上より分析するの必要あり。世間普通の見解は之を以て國庫に對する民法上の義務なりとするに在り、會計検査院に於ても現に此の見解を取るものゝ如し。然れとも退て考ふるときは民法上の義務は與に民法の支配を受くる一個人と一個人との關係より起るものにして其の間に公權の作用を雜ふるとなし、然るに現金前渡の出納官吏の官金を取扱ふは民法上の一個人として他の一個人の現金を取扱ふに非ず、國家の官吏として職務上より取扱ふものなれば元來民法の支配の下に立つへきものに非ず、國家より官吏に屬する公法上の制裁を受くへきものなり。其の官吏の國庫に損失を負はしたるは民法上に於て保管の義務に背きたるものに非ずして公法上に於て職務を過りたるものなり。故に會計法の精神は之を民法上の責任と視做さずして行政監督權に對する責任と視做すへきものなり。

此の見解を正當とする證據は種々あり。(一)損害賠償と言はずして辨償と云へり。

(二)民事裁判に付せずして會計検査院なる監督機關をして判決せしむるの制を取れり。(三)天皇の恩赦を以て減免するの制を設けたるは民事に非ざる何よりの證據なり、民事に恩赦なるものなし。(四)各省大臣より辨償を命令するも一の證據なり。

然るに官吏の辨償義務と司法裁判事件と相交渉する場合二あり、此の爲多少の混雜を免れず、左の如し。

(一)官吏犯罪的行爲を以て官金の^{又は官}紙を消費し、關係官廳より之を刑事裁判に附すると同時に公訴附帶の私訴を起さざるへからざる場合。

(二)身元保證金以外に於て本人より追徴するの必要ある場合に於て現行制度に執行の手續を定めざるに依り司法裁判所に依頼せざるを得ざる場合。

以上第一の場合に於ても第二の場合に於ても司法裁判所は會計検査院の判決を以て確定のものとするの義務なく、自ら同一の事件を審理すへし、果して然るときは會計検査院の判決したる辨償義務の金額と司法裁判所の判決したるものと支吾すると無きを保し難しと雖此の如きは畢竟法律の不備より起る結果なりとす。

(註)現在の會計検査院事務章程に於ては司法裁判の確定するまで會計検査院の検査を中止して司法裁判の結果に據るの制を取れり、是れ自ら職權を放棄せるものなり。

第五節 現金前渡官吏の繰替拂權

現金前渡を受けたる官吏は其の仕拂を實行するに於て支出の目的を誤らざるに至要の原則とすれど、たまたま會計法に於て一の變通法を認めたり、即ち第二十三條に謂ふ所の繰替拂これなり。同條には之を前金渡及概算渡と並へ記せるも是れ唯た返納金は定額に戻入を許すの一點に於て類似するのみ、全く性質を異にするものなり、一の目的の爲めに支出したる金額を他の目的に使用するは特に法律勅令の規定ある場合に於て取るとを得べき變則手段にして現今に於て唯た二の場合あるのみなりとす、左の如し。

(一)在外国難民貸與金一時繰替支辨の件(二十四年一月勅令第一號)

帝國公使館若し領事館に於て現金前渡を受けたる出納官吏は其の現金を以て最初前渡を受けたる目的の外難民貸與金に限り一時繰替を辨するを得。

(二)艦船經費一時繰替支辨の件(三十年四月勅令第二百二十七號)

海軍省所管機動費の現金前渡を受けたる出納官吏は其の現金を以て艦船經費に限り一

時様替支辨するを得。

繰替支辨したる金額は後に正當經費に依り仕拂を爲し得へきに至るを俟て拂戻して現年度の定額に戻入れの手續きを爲すへきものとす。

國法學下卷終

明治三十五年七月十日印刷
明治三十五年七月十三日發行
明治三十六年六月十八日再版發行

定價金壹圓廿五錢

著者 有賀長雄

發行者 荒川信賢

印刷者 上村龍之助

印刷所 博信堂



東京府豊多摩郡戸塚村六百四十七番地

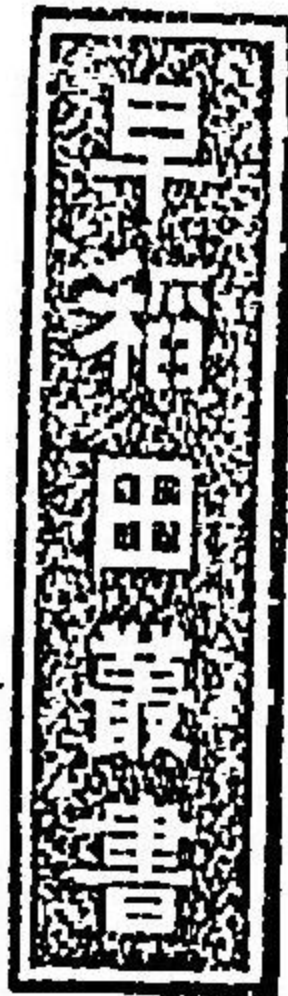
發行所

早稻田大學出版部

電話番町三百七十四番

東京市神田區猿樂町二丁目二番地

早稻田大學出版部出版圖書目錄



米國博士ウッドロオ、ウイリソン原著
法學博士 高田早苗 譯

政治汎論

一名 沿革實用政治學

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
一千二百五十頁 小包料四百文

(版九) 冊一全

希臘、羅馬の古代より筆を起し近世歐米諸大
國の政治制度の沿革及び現行の憲法行政法地
方制度等を説明して細大漏す處なし世界政治
制度の實況を知らんとする者必ふ本書を讀め

英國アルフレッド、マーシャル原著
法學士 井上辰九郎 譯

經濟原論

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
八百餘頁 郵稅拾八錢

(版二十) 冊一全

原著者は近世經濟學界の木鐸として歐米二大
國に盛名あり其法の陳述を道はず爾派の新奇
を街はす所誠穩健立論精確なり譯者本版に於
て更に大訂正を加ふ

法學博士 天野為之助 原著
カオルフ 譯
野原文太郎 譯

英國博士 天野為之助 原著
カオルフ 譯
野原文太郎 譯

國民銀行論

一名 信用組合新策

背皮金文字入上製 正價壹圓四錢
五百餘頁 郵稅拾四錢

(版四) 冊一全

本書の目的は國民の勤儉心を養ひ資本勢力の
増進を計り國家生産上に裨益を與へんとする
にあり、本書の如きは我邦信用組合の發達を
助け社會問題解決の指南取たるべきなり

國際法 法學博士中村進午著

新條約論

背皮金文字入上製 正價壹圓參拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

(版三) 冊一全

最新の學理によりて改正條約を解釋し舊條約
と改正條約との得失利弊より新條約實施に關
し國民の心得可き事項に至るまで詳盡して選
ぜられたる條約は我國と英、獨、露、米、清等五大
國との新條約正文を附す

法學博士 シヂウ井ツク 原著
パスチアナル 譯
田島金四郎 譯
田島錦 譯

附 外國貿易論

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
六百五十頁 郵稅拾六錢

(版五) 冊一全

政府と産業との關係、公正なる富の分配法、經
済と道德との關係、是れ皆本書の正解明瞭に
關する、外國貿易論亦新條約の見を以て外國貿易
に關する一切の事項を論斷す

發賣元 博文館

發賣所 有斐閣書房

發賣所 東京堂

發賣所 全國各地書林

東京市日本區橋本町三丁目

東京市神田區一ツ橋通町

東京市神田區袋町

英國シ、エー、キーエンス原著
法學博士 天野 爲之 譯

(版五) 經濟學研究法 冊一全

背皮金文字入上製 正價金壹圓
四百五十頁 郵稅拾貳錢

不備不整大明正大の眼を以て經濟學研究の方
針を指示し純正論派及歴史派の缺點、短所、僻
見、誤謬を論議したるもの論評的強引論議、
經濟の學に志す者は先づ本書に依て其研究の
方針を定むべきなり

國際法學會員 有賀長雄著
法學博士

(版六) 近時外交史 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
七百餘頁 郵稅拾六錢

斯學專攻の有賀博士の多年研鑽の餘に成りし
もの、筆を維納公會に起し希土戰爭に結び列
國の交渉最も煩繁なる時代を網羅す材料豊富
叙事精確文章亦雄麗なり

英國シ、エー、スコット原著
法學博士 高田 早苗 譯

(版三) 英國國會史 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓八拾錢
八百餘頁 郵稅拾八錢

英國議會開けて以來千有餘年間の變遷事例を
説ける者也、歴世の英物が國會場裏に角逐弱
勢したるの狀宛然目に睹るが如し

英國シ、エー、グレイ、ダイシー原著
法學博士 梅田 早苗 譯

英國憲法論 冊一全

附高田博士英國憲法講義
背皮金文字入上製 正價壹圓七拾五錢
九百餘頁 郵稅貳拾錢

立憲政治の祖國たる英國憲法の性質は立憲國
民の知るを要する處、而して英國憲法を研究
するに適當なる本書の如き世界無比を見ず

英國シ、エー、ハステール原著
法學博士 井上 辰九郎 譯

(版再) 財政學 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
一千六百頁 小包料四百錢

本書は原著者の深遠なる學識と該博なる材料
とを以て成れる世界の大著「パブリック・ファ
イナンス」を翻譯したるものなり、一讀よく財
政の學理と實際とに通曉するを得べし

佛國 シ、ド、ビブール原著
故 酒井 雄三郎 譯

(版再) 今歐洲外交史 冊二全

背皮金文字入上製 正價參圓五拾錢
一千六百頁 小包料四百錢

本書は最近八十年間に於ける歐洲外交界の滄
革を叙述し、列國の親和、抗爭、聚合、離散
する所以の形勢事情を明にせる者也、幾多歐洲
外交界の英物が臨頭虎持の壯技を演ずるの狀
歴々として觀るべし

英國 フリードリッヒ、フォン、マルテンス原著
國際法專攻 法學博士 中村 進午 譯

(版再) 國際法 冊二全

背皮金文字入上製 正價金四圓
一千八百頁 郵稅四拾錢

原著者は歐洲第一流の國際法學者なり本書は
約二千頁の大卷先づ筆を概論に起し國際公法
私法、刑法に論及して餘蘊なし、斯學に關す
る無二の寶典とす

英國 シヤンチン、マツカァン一原著
高田 早苗 譯

日本 吉田 己之助 共譯

一名 女皇之御宇

全部三卷上卷千五百餘頁背皮金文字入
上製正價貳圓拾錢 小包料四百錢

此書英國現代の政治、宗教、文學、教育、工藝等
國家社會百般の事網羅して遺さず、上中下三
卷總て三千餘頁に渉る大著作なり、譯者筆靡
の筆を揮ひ多年を費して本書を譯出す其趣味
蓋し小説以上のものあらん

文學博士 姉崎正治著

宗教學概論 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
六百餘頁 郵稅拾六錢

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史よ
りも一歩を進め廣く事實を蒐集し材料を豊富
にし心理學、倫理學、社會學等の諸方面に關し
統一的説明をなしたるにあり、斯學に志を有
するの士は須く一本を備へざるべからず

英國 フランク、シェー、グッドノフ原著
日本 浮田 和民 譯

(版再) 比較行政法 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓
八百餘頁 郵稅貳拾錢

本書は研究途難なる英米の行政法を解説する
こと極めて明瞭にして之を嚮導の制に比較し
て其長短優劣を明にす斯學開けて以來の名著
なり

英國 シケル、マルホール原著
日本 フロイト、大石 熊吉 譯

萬國國力比較 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
五百五十頁 郵稅拾四錢

(版再) 社會學 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
五百五十頁 郵稅拾四錢

社會學に關する最近の名著にして社會の始源
其成長の途、目的及活動を各種の方面より説
明せるものなり、歐米の學者本書を以て社會
學の組織を一新したるものとす、斯學研究者
は必ず本書に須たざるべからず

文學博士 桑本 巖男 著

(版三) 哲學概論 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
五百五十頁 郵稅拾四錢

我學界に在て哲學に關する其書の乏しきは眞
に遺憾の事なり本書の出づる實にこれに眞
なり、既く所著諸書を渉獵して能く其旨を
教の、行文亦簡明にして能く其要を得たり

國際法專攻 野澤武之助共著
山口弘一

國際私法論 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓四拾錢
六百頁 郵稅拾六錢

本書の著者は共に多年身を所學の研究に委ねるの、共に謀つて本書を成す、益し世間同類書中の白眉たるや論なかるべし、學生の教科書に用ふるも可なり、學者の座右に供する亦可なり、

英國バーヨー、スミス原著
日本矢野文雄譯

社會統計學 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓五拾錢
六百餘頁 郵稅拾四錢

本書は最近の人口統計を基礎とし之を社會の現象に當て立論せるもの、左れば統計學及び社會學を修むる者の參考に適す尙も政治經濟の學に志す者れく一木を座右に供ふべきなり

安部磯雄著

社會問題解釋法 冊一全

背皮金文字入上製 正價壹圓貳拾錢
四百五十頁 郵稅拾貳錢

世の社會問題を論ずる者多くは理論の片面を説くに非れば徒らに狂熱の言句を連ねて空談散漫するに過ぎず、平易の文を以て週刊の思想を道り同情ありて偏見せず熱心なれども道せず即ちなる材料を按排して規矩其序を失はざるは實に本書の特色とす

男爵林董 鎌田榮吉 栗原亮一序
法學博士 有賀長雄 鎌田榮吉編
佛國學士會員 アナトール・レルフ、ボリリユー原著
日本 林 毅 譯

露西亞帝國 冊一全

背皮金文字入上製 正價金貳圓
八百五十頁 小包料貳百文

本書は露國の政治、社會、宗教の各方面より其組織及真相を縱横に解釋論したるもの原書は觀察銳利に過ぐるの故を以て露國に於ては禁書として發賣を抑せられたるものと云ふ以て本書の價值を知るべし、

法學博士 有賀長雄著

國法學 冊三全

背皮金文字入上製 紙數千四百頁
正價金參圓 小包料四百文

本書は有賀博士が從來日本に行はるる國法學の概況を相容する學識を其儲蓄して日本國の獨立の法學を構成せんとして、著したる者なり、其説く所日本國法學の歴史、行政、司法、官制、地方自治、法律命令及政黨の效用を學理的に解剖し之に於て政治的の河川を開示したるは是れ實に博士の創見なりして泰西諸國の右に一歩を進めたるものなりされば本書の上梓は實に從來の國法學に大進歩を加ふるものと謂ふべし

佛國ルイ、ブロール原著
日本 オブ、エラー、松平康國譯

政治罪惡論 冊一全

背皮金文字入上製 正價金壹圓
三百五十頁 郵稅拾貳錢

本書は政治に涉れる罪惡を網羅す所なく是非の是非を抉るを以て實に痛切の夜針對症の良藥なり正人之を讀まば欣然として強腕を得たるを想ひ小人之を讀まば毅然として腕を悚然として懼れん

米國ワゴン、ダブリュ、パルジエス原著
法學博士 高田早苗共譯
吉田己之助共譯

政治學及比較憲法論 冊二全

正價各金壹圓五拾錢 郵稅各拾六錢
合本正價金貳圓七拾五錢 小包料四百文

本書は歐米に於ける今代第一流の政治學者パルジエス博士の一大名著を譯述したるもの、一讀人をして政治學の要義、憲法の法理原則に通曉せしむ斯學研究者座右の珍寶たりん

法學博士 有賀長雄校訂
文學士 畑山專太郎編著

近世無政府主義 冊一全

背皮金文字入上製紙數四百餘頁
正價金壹圓 郵稅十二錢

虛無黨は露國に限ると雖とも彼等と主義を同うし消息を通ぜる社會黨無政府黨は歐山米水到處出沒跳梁しときに撼天地の悲劇を演じ其掃蕩を計り撲滅を策するは既に世界の大問題となれり本書は即ち是等一切の病的秘密團體の起源來歴を巨細に探討研究したるもの也

米國フランシス、リーパー原著
文學士 澤柳政太郎譯

政治道德學 冊二全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢
一千二百餘頁 小包料四百文

立憲治下の國民たるに耻ぢらんとするの士、政界の清新に志あるの士、政治家を以て世に立たんとするの士、世の教育家及倫理の學を研究せんと欲するの士は須らく本書を一讀せらるべし

島村瀧太郎著

新美辭學 冊一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十餘頁
正價金壹圓三十錢 郵稅金拾四錢

本書は全然著者の新見に成れる著文章論より美辭に歸結し、以て大方の批判を得んとす、且初學者の爲には、文學の入門たるべき準備と研究の過程とを有せり、文字に志あると否とを問はず國民の座右缺くべからざる良書也

網島柔一郎著

西洋倫理學史 冊一全

背皮金文字入上製 紙數五百五十頁
正價金壹圓三拾錢 郵稅十四錢

本書は有ゆる重要な倫理思想を網羅せる著者は斯學專攻の名家而かも再三編を更へて成れる苦心の著なるが故に叙述繁簡其宜しきを得文章亦簡明暢一讀の下泰西二千年の倫理史思想史の大體に通ずるを得べし

巽來治郎著

日清戰況外交史 冊一全

背皮金文字入上製 正價金二圓五十錢
一千三百餘頁 小包料六百文迄

本書は發行旬日ならずして發賣を禁止せられし故社文に應じがたし
文學博士 桑本殿賢郎

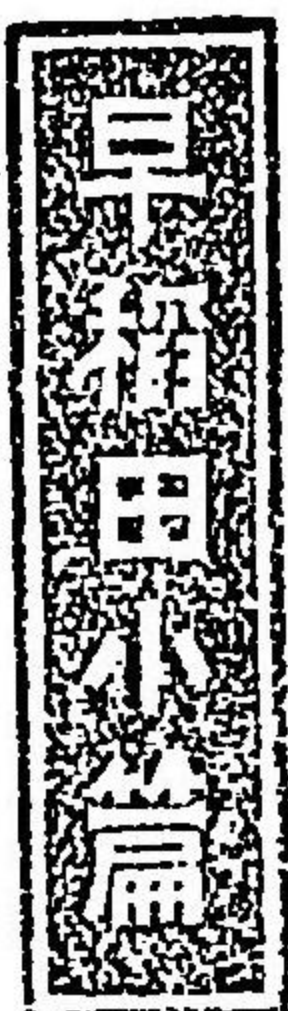
哲學史要 冊一全

背皮金文字入上製紙數五百五十餘頁
正價金壹圓四拾錢 郵稅金拾四錢

近刊

法學博士 有賀長雄著
 國際公法
 法學士 副島義一著
 國際法
 國選 シュルチエー著
 法學士 副島義一著
 普國國家法論
 國選 ホルンハツク著
 法學士 菊地駒治譯
 國家學原理
 法學士 竹井耕一郎著
 帝國憲法論
 英國 ニュルソン著
 佐藤 悠三 譯
 經濟學原論
 國選 ロッセル著
 法學博士 松崎藏之助 法學士 神戶正雄譯
 經濟學原論
 法學士 副島義一著
 日本帝國憲法論
 文學博士 桑本嚴著
 最近哲學史要

文學博士 坪井九馬三著
 史學研究
 國選 オルテンブルク著
 三並 貞 譯
 佛田和民著
 淨山學原論
 故小山田與清遺稿
 倭學戴恩日記
 文學士 新見吉治譯
 フルタルコス偉人傳
 理學博士 橫山又次郎著
 天文文講話
 理學博士 橫山又次郎著
 地學概論



故 酒井雄三 著
 十九世紀歐洲政治史論
 正價金拾錢 郵税金四錢
 冊一全

最近八十年間に於て歐洲列國が經山せる政界の進化如何を一目して觀察し得るもの本書を指て他に求むべからず

德國 ルイ、ルノール 著
 法學博士 有賀長雄 譯
 法學士 總宮本平九 譯
 法學士 總宮本平九 譯
 國際法論
 正價金拾五錢 郵税金四錢
 冊一全

本書は國際法の概念を説き其淵源を詳にし新學研究の參考たるべき諸大家の好著を紹介する等周刊誌も尠すなし

支那貿易

正價四拾錢 郵税金四錢

著者清國に航し商工業を視察して得たる材料に廣く英獨の諸書を參照して成れるもの百般の狀況歴々觀るが如し

法學士 橋田一著

非鐵道國有論

正價金貳拾五錢 郵税金四錢

歐米大家の所説に著者の意見を加へて成れるもの世の鐵道經濟を研究せんとする者の爲めには好箇の參考書なり

ドクトル、オヴ、高木正義譯

トラスト

正價金拾錢 郵税金四錢

經濟社會の大革命とも稱すべきトラスト制度の利害得失及其相現狀を明ならしめたるもの獨り本書なるのみ

南清貿易

正價金五拾五錢 郵税金六錢

各國勢力範圍支那交通産業圖挿入著者亦南清に在てよく事情に精通す記述として實地の觀察に基くが故に世間幾多の類書と大に其趣を異にす

小山松壽著

最近之支那

正價金三拾五錢 郵税金四錢

材料豊富にして觀察周到なる原著を平易明瞭に譯述せる者也支那問題に關する著書中後に白眉の價値あるを信す

伯時大隈 重信 譯

管公談

鮮明肯綮入 正價金拾錢 郵税金四錢

管公の人物行状今日に至りて大に論士の是非する所となる大隈伯談の識を以て之を解説す本書の價値推すべし

快樂派倫理

正價金五拾五錢 郵税金六錢

希臘時代より今代に至る迄有ゆる快樂派學者の倫理觀を歴史的に叙述し且つ論評したるもの學者必讀の書なりとす

網島柔一 耶蘇譯

帝國主義論

正價金四拾錢 郵税金六錢

帝國主義が支那問題を中心として世界に横溢活動するの狀本書之を詳して遺憾なし時勢に志有るの士は必一讀せざるべからず

法學博士 高田早苗 抄譯

犯罪學

正價金四拾錢 郵税金六錢

犯罪の原因結果及救済方法を論究して餘す處なし我國の現狀に對して本書の出づるを以て偶然に非ざるを信す

ワイロビー及ボッケイ原著
浮田和民解説

國家哲學

正價金六拾錢 郵税金八錢
最近の名著二種を採り比較解説せるもの最新の學說を窺はんと欲するの士は本書に依りて得る是れからざるべし

伯林 リスト原著
法學博士 中村進平解説

國際公法

正價金六十錢 郵税金六錢
他の原書に比して異彩を放てる原書を學問の名家中博士の撰成なる書を以て解説を試む其の必償以て知るべし



法學博士 高田早苗解説
山本利喜雄編著

露西亞史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローリス上製四百五十頁附地圖挿入
本書はラムボード氏の名著を基とし傍ら博士東四の史書を參考して編成したるもの露國史國以來今日に至る時勢消長より其人情風俗宗學文藝に至るまで博識の叔論所なし從來露國史の缺乏に苦める學者は勿論東洋の風雲基た急なる今日志を天下國家に存するの士の一讀を要す

パチエラー、松平康國編著
オヴ、ロース

英國憲法史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローリス上製四百五十頁附地圖挿入
著者は早稻田大學に講師として多年憲法史を講義し此種の詳著なきを憂へて本書を公にせしる近時英國憲法の運用及議院の行動に就て多少の感を得る者及び法政史研究に思を盡むる者之を讀まば益し無量の利益あるべし

英國 シヤットソン原著
日本 大内暢三譯

歐洲十九世紀史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローリス上製四百餘頁 鮮明地圖挿入

書契ありて以來十九世紀の歴史ほど複雑且多趣味なるものはあらず然かも簡潔明快の筆を以て文を行リ讀者をして一讀快哉を呼ばしむるものは蓋し稀なり本書の原者は此點に關して實にマッケンジー氏の「十九世紀」をも凌駕すし稱せらる其能く要を撮り綱を提げ一日瞭然歐洲最近歴史を知悉せしむるもの此書に若くものなるべし

パチエラー、松平康國編著
オヴ、ロース

世界近世史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローリス上製 紙數四百餘頁鮮明地圖挿入
歴史は近世史より有益なるはなく近世史より面白きはなし然るに世間の著譯は唯簡書を讀むが如くにして趣味なく活氣なし今や松平氏の近世史は新面目を備へて世に出でたり記する所東西の交通に始りて維納會議に終る宛も歐洲十九世紀史の前編とも云ふべき時代を包括せるものにして其長技なる文章は縱横に發揮せられ簡明にして雄健なり一讀大喝采を以て歡迎せらるべきは疑はず

長田忠一編著

佛蘭西史

冊一全

正價金壹圓廿五錢 郵税金拾貳錢
總クローリス上製 紙數四百餘頁鮮明地圖挿入
本書は身自ら其境を履んで親しく其國の文物に接し其國の人物に交れる秋澤博士得意の通に依り盛衰興亡長短得失之を辨して詳略宜しきを得用意最も周到を極む

近刊

- 浮田和民編 浮田和民編 浮田和民編 浮田和民編 浮田和民編
- 希田和民編 希田和民編 希田和民編 希田和民編 希田和民編
- 羅田和民編 羅田和民編 羅田和民編 羅田和民編 羅田和民編
- 松平康國編 松平康國編 松平康國編 松平康國編 松平康國編
- 英學士 白石真編 英學士 白石真編 英學士 白石真編 英學士 白石真編
- 獨逸 逸 獨逸 逸 獨逸 逸
- 文學士 坂本健一編 文學士 坂本健一編 文學士 坂本健一編 文學士 坂本健一編
- 伊太利 伊太利 伊太利 伊太利 伊太利

文學士 村川堅周編

西班牙 牙 葡 萄 牙 史

文學士 坂本健一編

荷蘭 白 耳 義 史

文學士 高桑駒吉編

北 歐 史

長田忠一編

土耳其 古 波 留 汗 史

小 時 弘 道 編

米 國 史

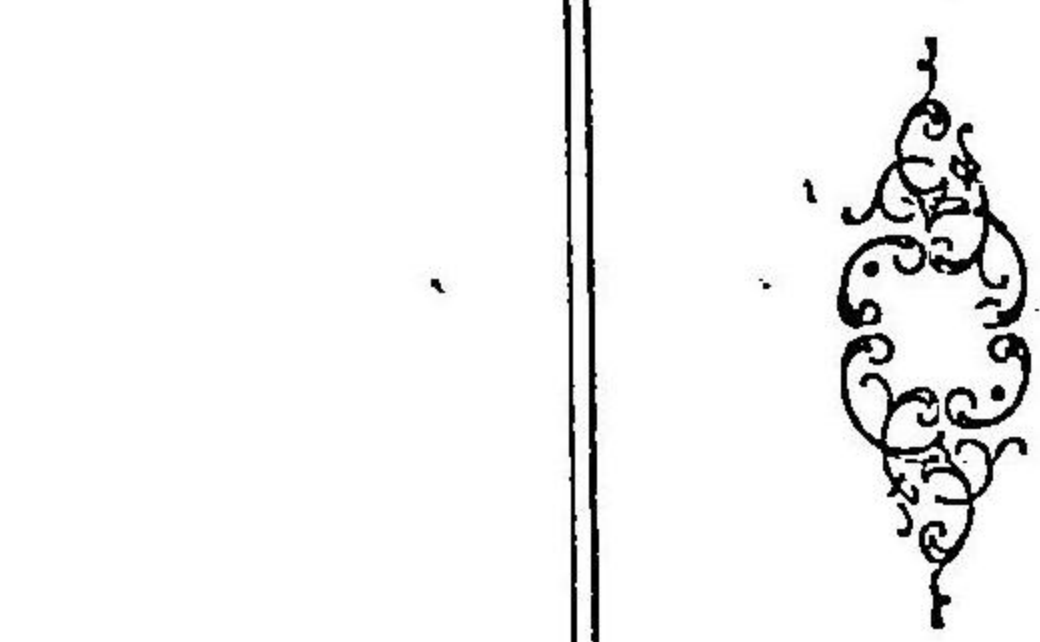
長瀬 鳳 輔 編

中央 亞 細 亞 史

文學士 高桑駒吉編

印 度 史

文學士 矢野仁一編



文學博士 坪内雄藏著

英文學史

冊一全

特製總クローリス裝本九百餘頁
正價 金貳圓 小包料四百々
並製三冊正價各六十錢郵稅各八錢

本書上は英國上古史に起り英文學の起原より英語の曉星たるゲエツフレ、チョーサーに就き及ばしエリサベス朝の全盛内亂時代の一顧挫十八世紀の波瀾を経て終に最近の文學史に至り或は評論壇或は哲學科學科學等の諸學界或は詩人小説家の事蹟或は其の傑篇の評論等深切丁寧雅馴明晰初學者といふとも讀下一番英文學の精華を窺ふことを得べし實に本邦空前の歐洲文學史なり

高安月郊譯

イブセ社會劇

冊一全

總クローズ上製四百餘頁
正價金壹圓郵稅金拾四錢
並製正價金八十錢郵稅金八錢

本書は「人形の家」の種よりなる題して社會の敵といふ。月郊氏の筆に定評あり、新劇に以上の二作品は、イブセ氏か自ら、我新劇は古代の所謂悲劇にあらざり、我は人間をかんたんと欲するなり」との揚言の實現せる、所謂社會劇中の傑作たり、附録イブセ氏の著、イブセ氏は平生を叙述せるものなり

文學博士 坪内雄蔵著

英詩文評釋

冊一全

總クローズ上製七百餘頁
正價金一圓六十錢郵稅金十八錢
並上卷正價金七十錢郵稅金八錢
製下卷正價金六十錢郵稅金六錢

本書は沙翁の傑作マクベス、ハムレット其他諸家の名劇十餘種の評釋及英文教授の心得を載す。評釋は切實明瞭、且つ原文に頼りて難解なる詞句を添へたれば、管に泰西文學の精華を味ふに足るのみならず、英文翻譯の好參考となるべし

櫻庭莖村著

巢林子撰談

冊一全

總クローズ上製四百餘頁
正價金八錢郵稅金十四錢
並製金八十錢郵稅金十二錢

櫻庭莖村氏の近松に精通せる江湖已に定評あり、茲に巢林子の傑作中出世傑作、長町女殿切、傾城反魂香、曾根崎心中の五種を選びて精密なる頭註を加ふ。近松研究の第一着は先づ本文を明晰に解釋するにあり、讀者この篇によりて、余味せば、忍らば妙文の秘訣に通ずるを得ん

宮崎三味選

元祿名指集

冊一全

元祿時代の名指佳什は今や空しく、鯉魚の腹腹を肥すに委するのみ本校に見るあり、是等將に埋没せんとする諸作を纂録し、に元祿名著集上梓の譽あらんとす、若しそれ編者が斯道に於る學識如何に至りては、世已に定評あり、刻苦二十餘年を費して集積せる珍篇逸品十有餘種は、讀書界の一大喝采を得べきを疑はず

近刊

- 宮崎三味選 史
- 支那小説 史
- トルストイ伯著 尾崎紅葉 瀧沼夏葉譯
- アンナ、カレニナ
- フライクツグ著 登張信一郎譯
- ブルウインド、ハアベン
- フロウベル著 上田敏譯
- マダム、ボワリ
- ハーディー著 櫻庭莖村譯
- テ
- ホーソン著 内田實譯
- スカールレット、レナー
- 尾崎紅葉著
- 俳諧七部集略解
- 赤堀又次郎著
- 有職故實
- ストツグアド著 千葉鎮造譯
- 英國小説進化論
- ドウテン著 中島茂一譯
- シェークスピア
- 早稻田文學會編選
- 諸曲評釋

島村瀧太郎譯

名家短篇集

森楓南著

元山舉著

ゾラー著 永持徳一譯

傑作

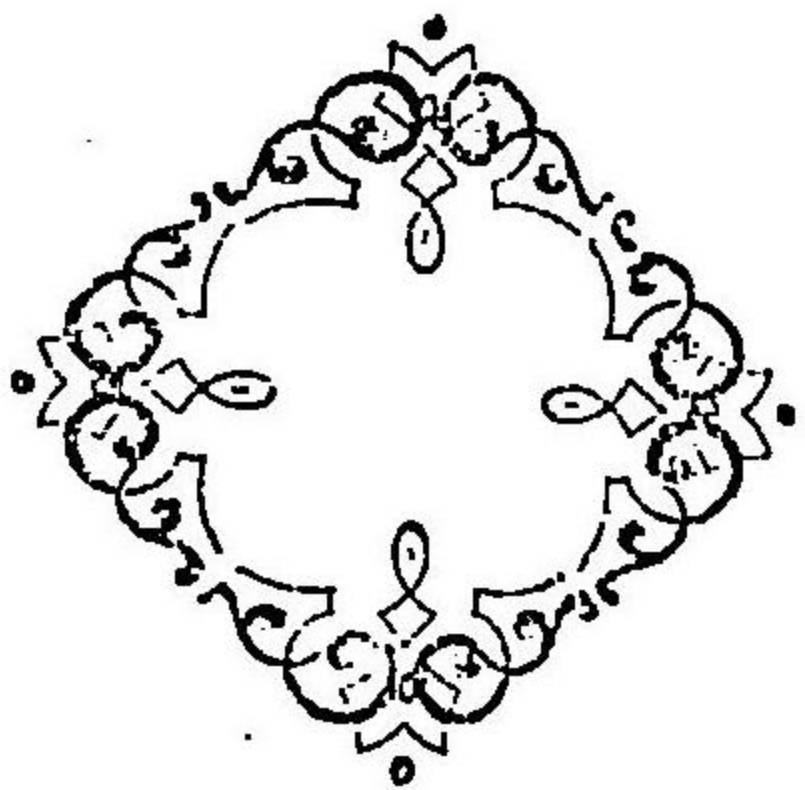
ズーデルマン著 山田花袋譯

デル、カッツェン、テッヒ

ドウテン著 上村左川譯

ヂヤ

作隅集



英國タブリエー、エー、シヨウ著

歐洲貨幣史

冊一全

總クローズ上製四百餘頁
正價金壹圓郵稅金十錢

本書は筆を歐洲に於ける金貨貨幣の創始に起し、轉近印度政廳の銀貨自由鑄造停止に到る其間或は時の政策を學理に究め或は民人の休戚を實際に徴し或は貨幣の消長に關する古來學者の意見を道破する等、説き去り説き來りて餘蘊あるなし、蓋し近時右數の好書なり

英國エドワード、カール著

金融之原理及其實際

冊一全

貨幣の原理金融の状況を論ずるの書世間必ずしも其類に乏しからず、而かも其原理と實際とを論究し兩者の關係を指示する本書の如きは稀なり、世の銀行家、會社員、實業家は勿論、苟も志を經濟に寄するの一人一本を備へば其得る所益し、尠ならずべし

英國タブリエー、エー、シヨウ著

歐洲貨幣史

日本 信夫淳平譯

總クローズ上製四百餘頁
正價金壹圓郵稅金十錢

本書は筆を歐洲に於ける金貨貨幣の創始に起し、轉近印度政廳の銀貨自由鑄造停止に到る其間或は時の政策を學理に究め或は民人の休戚を實際に徴し或は貨幣の消長に關する古來學者の意見を道破する等、説き去り説き來りて餘蘊あるなし、蓋し近時右數の好書なり

英國エドワード、カール著

法國エドワード、カール著

伊藤博士 天野正譯

總クローズ上製八百頁
正價金壹圓郵稅金拾貳錢

本書は各種の經濟問題を補へ統計的に批評研究せしものなり、今や世間漸く空論の無益有害なるを覺り、事實に據りて經濟論を行はんとす、先づ本書を讀破し統計的の理論及び實際に通じ、以て經濟學の指導と爲さば、其世を益する豈に尠ならずべし

來國メーヨー、スミス原著

日本 吳文聰譯

總クローズ上製三百餘頁
正價金壹圓郵稅金拾錢

本書は伊國經濟學の大家ルイギョー、コッサ氏か其深遠なる研究に基き、該博なる學識を以て、約斯學の大綱を説述したるもの、理學公正所説、切なるのみならず、一般研究の基礎と爲すに恰當なること他に其類を觀ざる所なり

來國メーヨー、スミス原著

日本 吳文聰譯

總クローズ上製八百頁
正價金壹圓郵稅金拾貳錢

本書は各種の經濟問題を補へ統計的に批評研究せしものなり、今や世間漸く空論の無益有害なるを覺り、事實に據りて經濟論を行はんとす、先づ本書を讀破し統計的の理論及び實際に通じ、以て經濟學の指導と爲さば、其世を益する豈に尠ならずべし

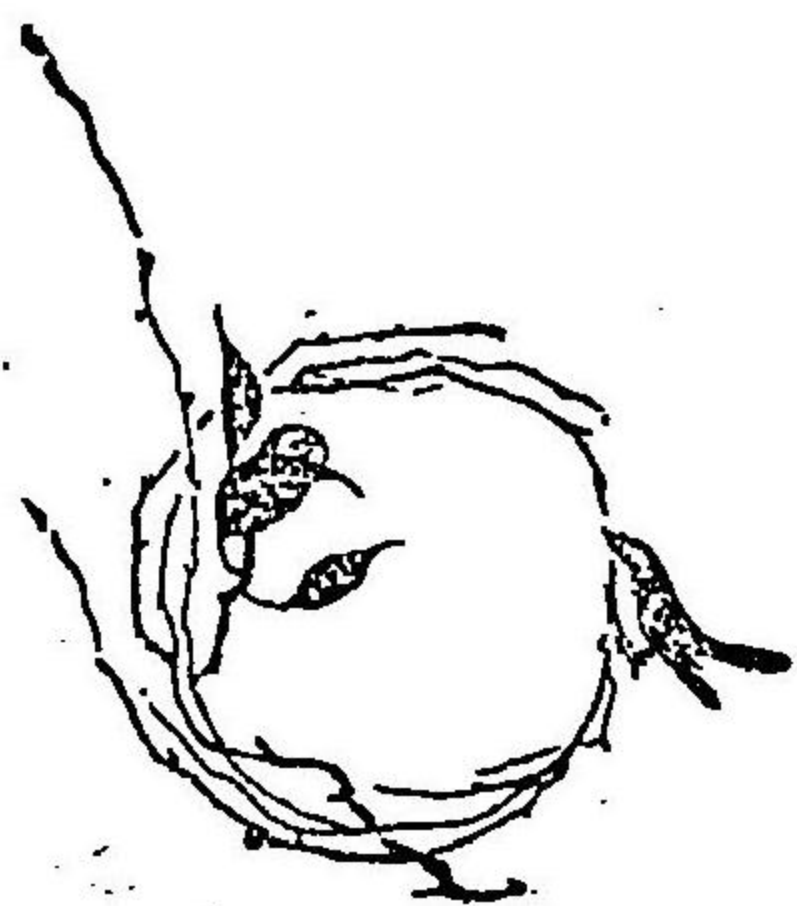
來國メーヨー、スミス原著

日本 吳文聰譯

近刊

法學博士和田正三郎 岸田茂三郎
 コンラード氏經濟學
 (上)國民經濟學 (中)經濟政策學
 (下)財政學
 法學博士松崎誠之助 岩城之寬譯
 ハドレー氏經濟學
 文學士梅若誠太郎 垣原正直共譯
 アダムス氏財政學
 法學博士天野爲之助 原田駒之助譯
 クレアー氏外國爲替論
 法學士 永井直好譯
 パッテン氏消費論
 法學士 柳田國男譯
 クラーク氏分配論
 文學士 杉江輔人譯
 クローレー氏交通機關論

マスター、オヴ、アーツ千葉鐵蔵譯
 英國價值論
 譯者未定
 ボン、パワー、ク氏資本論



法學博士嶋山和夫 法學博士松崎誠之助
 法學博士喜井政章 法學博士戸水實人批
 帝國大學教授 法學博士藤田武夫 評
 博士 法學博士 植田次郎 法學博士 菊池武夫
 獨逸伯林ハイムリヒ、デルンブルヒ原著
 大學教授
 法學博士中村進午 法學士古川五郎合譯
 法學士 堀田忠三郎 法學士 山口弘一

獨逸民法論

冊四全

附獨逸民法正文 正價金八圓
 菊判三千五百餘頁背皮金字入上製
 第一卷 總則 第二卷 物權
 第三卷 債權 第四卷 親族、相続
 ●正價 〇第一卷金壹圓七拾五錢 〇第二卷金壹圓七拾五錢 〇第三卷金貳圓貳拾五錢 〇第四卷金貳圓貳拾五錢 ●郵送料 〇第一卷金拾八錢 〇第二卷金拾六錢 〇第三卷金拾八錢 〇第四卷金二拾錢 ●全部小包料壹圓

千一七二 ハナシ

本書は有名なる獨逸の民法學者デルンブルヒ氏の著パンテクタンにして約三千五百餘頁の大衆近世民法の一般原則を闡明して餘蘊なし本校専門の諸學士を煩すこと多年漸く完成出版するに至れり世間有爲の士幸に一木を座右に供して本書の眞價を判せられよ

獨逸商法論

冊二全

法學博士嶋山和夫 梅澤次郎批評
 獨逸ボン、ワイルヘルム、エンデマン原著
 大學教授
 法學士堀内秀太郎 法學士古川五郎合
 中村進一譯

附獨逸商法正文
 紙數千二百餘頁背皮金字入上製美本
 正價金壹圓五拾錢小包料四角

原著者は獨逸法學界に於て名聲噴々たる斯學の大家にして此書は即ち其一代の大作家れば最新の法理に據り縱横無盡今世商法の一般原則を説明して其の遺徳を承るに我新商法は多く其基を獨逸に採れるを以て本書の如きは其法理を研究せんとする者の爲めに必要無類の参考書たるべし

獨逸刑法論

刊近

著者が世界に於ける斯學の本鐸として崇敬すべき學者たるは博識者の證認する所而かも本書は氏が畢世の大著述にして我國は勿論歐米の學者苟くも刑法の事を論ずる者殆んど引證を此書に採らざるは稀なり、本校風に此書の世を益するの大なるべきを思ひ岡田博士及び乾學士等を煩すこと多年、辛苦功成つて今や漸く上梓發行するの運となれり

近刊

獨逸ヘフタル 法學士堀口九万二譯
 國際公法
 獨逸パール著 法學士古川五郎譯
 國際私法

佛國フィオレー著 法學士宮本平九郎譯
 國際私法

獨逸レーマン著
 法學士古川五郎
 法學士玉川次致共譯
 法學士里見三作
 手形法論

法學士小山淵法學士鈴木善三郎共著
 民法要論
 法學士 青山榮司著
 商法要論
 法學士 朝倉外茂著
 海商法





由來我國師範教育に教科書を用ふるは主に小
 中高等普通學の範圍に止り高等專門學術を教
 授するには以て口授筆記の方法を用ふるが如
 し口授筆記必ずしも不可なるに非らず而かも
 單に之に頼る時は學生は筆記に忙殺せられて
 智識を培養すること難し左れば學生に與ふる
 に簡練なる教科書を以てし之によりて先づ要
 領を會得せしめ講師更に之を敷衍して解説を
 試みるあらば研鑽暇時の餘裕始めて生ずるに至
 り教育上大なる利益あらん是れ吾人が世の識
 者と共に夙に認むる所なるを以て茲に先づ法
 律教科書十數種を出版して著論を實地に試み
 んと欲す抑もこれ等法律教科書は專攻諸名家
 の編著に係り行文簡潔なると同時に義理明白
 なるが故に各種の受験者を始め世間一般の
 參考に適當なること彼の冗漫なる註釋書と同
 口の論に非るべきを信ず

法學士 小山 溫著

民法總則
 正價金四拾錢 郵稅金四錢
 冊一全

判事 今村 信行著

民事訴訟法
 正價金四拾錢 郵稅金四錢
 第一冊

法學士 平沼 誠一郎著

債權法總則
 正價金六拾錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 牧野 菊之助著

親族法
 正價金四拾五錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 和仁 貞吉著

保險法
 正價金四拾錢 郵稅四錢
 冊一全

法學士 青山 衆司著

商法總則
 正價金六拾錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 鈴木 三郎著

物權法
 正價金五拾五錢 郵稅金六錢
 冊一全

法學士 青山 衆司著

商法
 正價金七拾五錢 郵稅金八錢
 冊一全

法學博士 中村 進午著

平時國際公法

正價金八十錢 郵稅金八錢
 特裝金壹圓 郵稅金十錢

近刊

債權法各論
 相續法
 會社法
 手形法
 海商法
 民事訴訟法
 刑法

刑事訴訟法
 破產法
 國際私法
 戰時國際公法



附正四位 釋契沖撰
 文學博士 木村正幹校訂

萬葉集代匠記

洋裝美本紙數凡五千頁
 正價金拾圓小色料一貫五百文

冊二十全

學海 依田 百川序
 省軒 龜谷 行引
 晚香 菊池 三九郎編

文章真訣

正價金七拾五錢 郵稅金十錢

金草庵序 土屋 鳳洲序
 三島 中洲評 菊池 晚香輯

漢文綱要

正價金六拾錢 郵稅金六錢

赤堀 又次郎 千秋 季隆共編

平家物語

正價上製金六拾五錢 並製金五拾錢
 郵稅金六錢

早稻田大學 增田 隆之助編
 學識師 師 增田 隆之助編

英語文章軌範

正價金五拾錢 紙數二百頁
 郵稅四錢

法學士 林田龜太郎著

改正案諸
院議員 **選舉法釋義**

紙數四百餘頁 洋製美本
正價金八十錢 郵稅金八錢

冊一全

法學博士 岡田朝太郎著
外 事 藤澤茂十郎著

改正刑法評論

紙數三百頁 洋製美本
正價金五十錢 郵稅金六錢

冊一全

法學士古川五郎 山口弘一合譯

刑法改正案參考書

正價金三十錢 郵稅金四錢

冊一全

獨逸新法正文

紙數五百頁 洋製美本
正價金四圓 郵稅金四錢

冊一全

對照 **新法典正文**

冊二全

民法之部
法例 民法 民法
施行法 民事訴訟法
總法 外二法 全二冊 正價四十五錢 郵稅八錢

商法之部

商法 商法
施行法 商法
正價廿八錢 郵稅八錢

(版三)

法典修正案理由書

冊二全

對照 正價各金一冊一千五百頁
民法 民法 民法
施行法 民法
正價各金一冊一千五百頁
郵稅各十四錢



定期刊行雜誌

中等教育會 發行

中等教育

回一月每

定價 一部郵稅共金廿五錢 五部
金一圓十五錢 十部金二圓廿錢
十五部(全部)金三圓三十錢

早稻田學會 發行

早稻田學報

回一月每

定價 一部金十五錢 六部金八十五錢
十一部金一圓六十五錢
郵稅一部一錢

外交時報社 發行

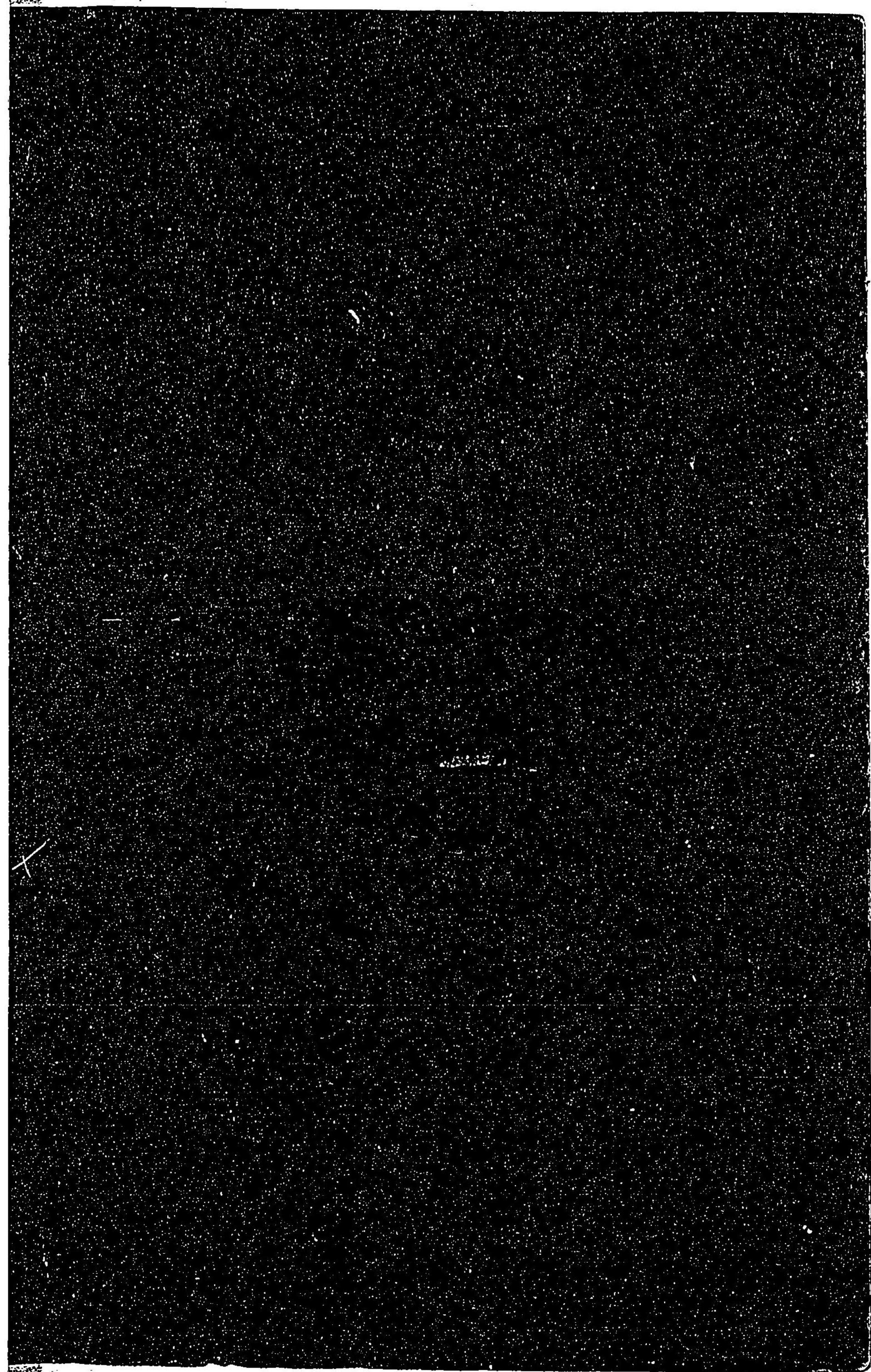
外交時報

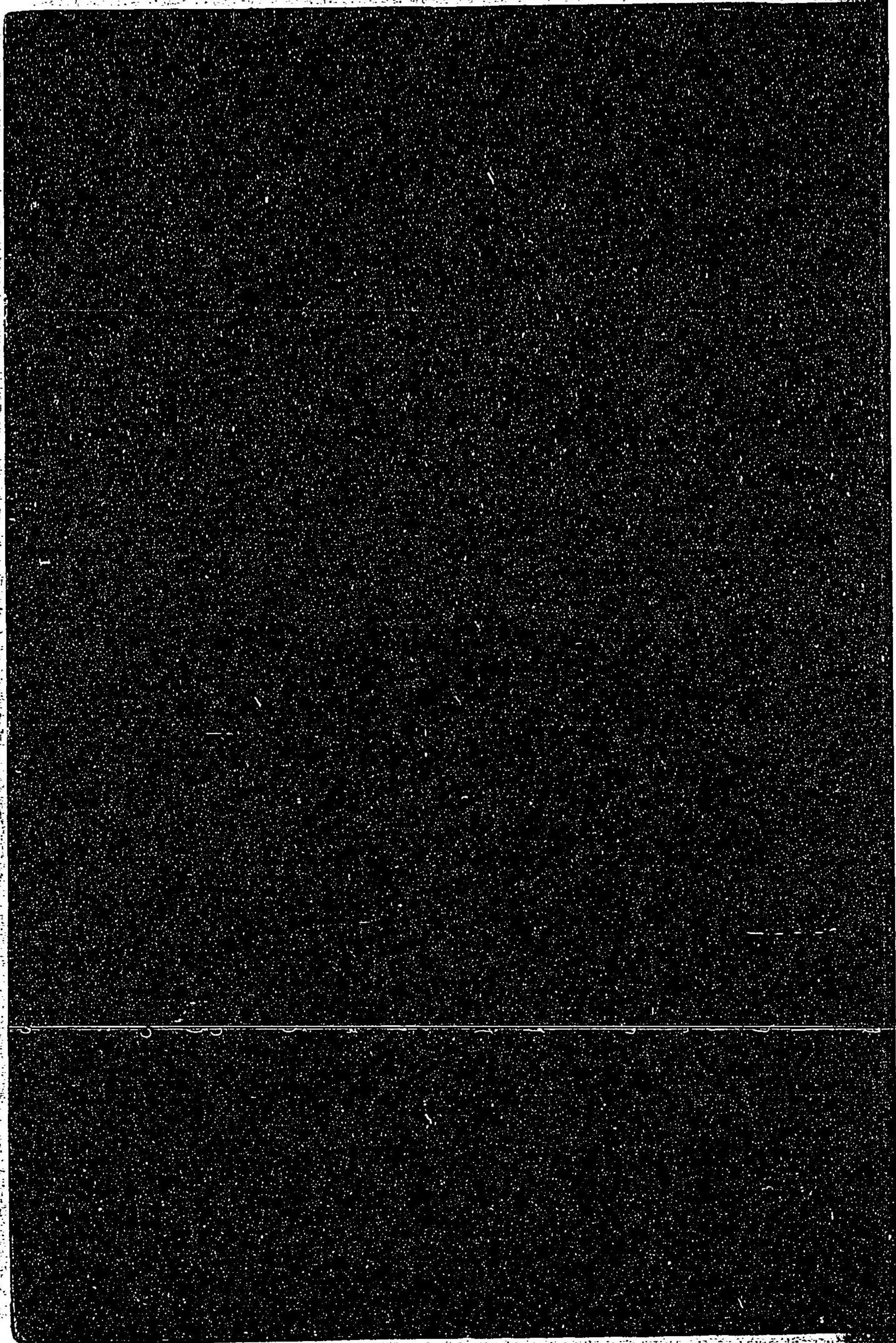
回一月每

定價 一部金九錢 共金十六錢
十二部金一圓七十五錢

書庫

法律學部第一課
28.3.20
調査立法審査局





323.1 A748r